

# 船橋市立前原小学校

# 震災時対応マニュアル

(令和4年2月改訂版)

自助・共助の防災意識を高める防災教育

作成：令和 6 年 4 月



## <目次>

第1章 総論 .....	1
1 はじめに .....	1
(1) 教職員の心構え.....	1
(2) マニュアルの目的.....	1
(3) マニュアルの内容.....	1
(4) 作成に当たっての注意点.....	1
2 震災時における学校の防災体制の整備.....	2
(1) 震災時対応マニュアルの作成.....	2
(2) 学校災害対策本部の設置.....	4
(3) 情報伝達体制.....	5
3 災害時の職員の勤務について.....	6
(1) 災害対応業務に従事する場合の教職員の服務上の取扱い .....	6
(2) 学校が住民の避難所となった場合の教職員の服務上の取扱い .....	6
(3) 教職員の服務.....	6
4 学校職員の震度別収集基準(市職員の収集計画も含む) .....	7
第2章 日頃の準備 .....	8
1 防災教育 .....	8
(1) 防災教育の狙い.....	8
(2) 防災教育の重点.....	8
(3) 防災教育の内容の充実.....	8
2 防災訓練 .....	9
(1) 防災訓練の目的.....	9
(2) 防災訓練の充実.....	9
(3) 防災訓練に当たっての留意点.....	9
(4) 地域・家庭・関係機関との連携.....	9
3 教職員の防災に関する研修の充実.....	10
(1) 防災教育の指導力、防災対応能力、救護処置能力の向上 .....	10
(2) 校内研修の実施.....	10
(3) 県などが実施する研修会への参加.....	10
(4) 応急救護処置の技能を習得する研修.....	10
4 地震発生時の教職員の行動について.....	10
(1) 地震発生時(揺れが収まるまで)の行動 ※自らの判断で .....	10
(2) 揺れが収まった後の行動 ※放送の指示で .....	10
(3) 避難に遅れた児童生徒の確認【検索・救助係】 .....	11
(4) 怪我人の救助【検索・救助係、救護係】 .....	11
(5) 通学路途中での引率誘導と不在児童生徒の安否確認【安否確認・避難誘導係】	11
(6) 保護者への引渡し【安否確認・避難誘導係、保護者係】 .....	11

(7) 避難所の開設に伴う任務【避難所支援係】	11
(8) 夜間時、休日時の発生における児童生徒の安否確認	11
5 二次災害を想定した準備	12
6 津波対策について	12
(1) 津波警報の種類や広報について	12
(2) 津波被害想定区域にある学校の防災対策	14
7 施設設備の点検・管理	14
(1) 施設設備の安全点検	14
(2) 停電時の対応	14
(3) 通信設備の点検・管理	14
(4) 備蓄倉庫の管理	14
(5) 受水槽給水栓の管理	14
(6) 校内安全マップの作成	14
8 施設利用区分の設定	15
9 重要書類の保管と管理	16
第3章 地震発生時の対応	17
1 児童生徒が在校時の対応	17
2 児童生徒が登下校時の対応	22
3 校外学習時の対応	24
4 夜間・休日時の対応	26
第4章 災害発生後の対応	27
1 児童生徒への対応	27
(1) 地震発生時の保護者への引渡しの基準	27
(2) 引渡し時<児童生徒が学校に在校している場合>	27
(3) 安否の確認<児童生徒が学校に在校していない場合>	28
2 避難所運営について	29
3 施設・設備等の管理・点検	30
(1) 危険物・化学薬品等	30
(2) 施設利用区分の管理・点検	30
(3) 重要書類の管理・点検	30
(4) 通信回線の確認	30
(5) ライフラインの確認	30
4 教育活動の再開に向けて	31
(1) 児童生徒の安否確認・被害調査	31
(2) 教職員の安否確認・被害調査	31
(3) 校舎の被害状況の確認・校庭の被害状況の確認	31
(4) 立入禁止区域の表示	31
(5) 通学路など地域の被害状況の確認	31
(6) 学事関係・教務関係の事務	31
(7) 応急教育計画	31

(8) 教育活動再開の周知.....	32
5 教育委員会等の関係課との連絡調整.....	32
(1) 教育活動の再開場所について.....	32
(2) 教職員の確保.....	32
(3) 教科書等学用品の確保.....	32
(4) 施設・設備の修繕.....	33
(5) 通学路の安全確保.....	33
(6) 給食の再開に向けて.....	33
6 児童生徒に対する健康相談・心のケア.....	35
7 教職員のストレスとケア.....	35
8 避難所としての学校.....	35
(1) 対応する教職員の確保.....	35
(2) 避難所運営委員会の設置と各係の役割分担.....	36
(3) 避難所の開設.....	36
9 報道機関への対応.....	37
(1) 報道機関の対応への原則.....	37
(2) 地震直後の報道機関への対応.....	37
(3) 避難所における報道機関への対応.....	37
(4) 災害復旧過程における報道機関への対応.....	38
第5章 その他 .....	39
1 Q&A .....	39
2 職員の非常変災時における関係法令.....	42
3 参考資料 .....	45
4 避難所開設から開設後の業務について.....	46
(1) 避難所の概要.....	46
(2) 避難所の開設準備.....	47
(3) 避難所の開設.....	47
(4) 避難所の誘導・受入れ.....	47
(5) 設備・物資・食料の確認等.....	49
(6) 備蓄品目一覧.....	50
(7) その他書式 .....	52



# 第1章 総論

## 1 はじめに

本マニュアルは、学校保健安全法第29条の規定を受け、地震、風水害の災害に備え、災害の特質に応じたマニュアルについて、災害を未然に防止する対策とともに万一災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるための適切な措置を講じるためのものである。

### (1) 教職員の心構え

教職員は、災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先させ、安全のための防護、避難誘導に総力を挙げて取り組む。このため、平素から全教職員が防災計画について共通理解を図り、災害発生時には各自の任務分担に応じて迅速に対処できるよう心掛ける。

### (2) マニュアルの目的

以下に記すマニュアルは、災害発生時に児童生徒等の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることを目的としている。

### (3) マニュアルの内容

震災時対応マニュアルは、①安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理、②災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理、③危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、事故発生時を振り返り、再発の防止を図る事後の危機管理に対応している。

### (4) 作成に当たっての注意点

活用できるマニュアルにするためには、地域の状況や基準となる想定する震災等により、その都度マニュアルの見直しを行わなければならない。そのため、PDCAサイクルの考え方から適宜見直しを行うことはもちろん、安全を担当する者が直接避難場所の確認をする等が必要である。

#### 【参考資料】地区別防災カルテ ※必ず各自で自校の地域を確認すること。

平成29・30年度に実施した防災アセスメント調査の結果を踏まえて作成した、地区別防災カルテを公開している。市内24地区の地区コミュニティごとに、各地区の地形や地質、人口等の概要、災害の危険性、防災関連施設、避難情報等をまとめており、今回のデータは、近い将来発生する確率が高いと予測されている首都直下地震として、千葉県北西部直下地震を想定し作成している。

※船橋市のホームページから閲覧することができる。

トップ>防災ポータルサイト>各種防災マップ>船橋地区別防災カルテについて (<http://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/map/p066369.html>)



## 2 震災時における学校の防災体制の整備

### (1) 震災時対応マニュアルの作成

#### ①教職員組織

学校災害対策本部 本部長（校長）※校長不在時は教頭 設置場所：校長室・事務室

副本部長（教頭）・・・情報収集、関係機関との連絡、保護者メール配信  
施設安全確認、施設応急復旧、救助・救護

避難誘導・避難児童確認（各担任 → 学年主任 → 教務 → 校長）

※残留児童救助担当者の学級は学年主任が確認

残留児童救助班（1階：1年4組、6年1組 2階：2年1組、5年3組

3階：3年4組、4年2組）

※施設安全確認班と協力して

施設安全確認・消火班（1階：1年2組・6年3組）

（2階：2年2組・5年2組）

（3階：3年1組・4年4組）

（体育館：1年3組・6年2組）

（外回り：2年3組・3年2組）

救護班（養護教諭 音楽専任 栄養士 図書事務）

応急復旧班（教頭 用務員 3年3組 4年3組）

副本部長（教務）・・・情報収集、安否確認、避難誘導、保護者対応  
避難所設置

児童掌握班（施設安全確認班及び救助班以外の職員）

保護者対応班（県事務 市事務 家庭科専科 少人数指導）

避難所設置支援班（1年1組 6年4組 学習サポート等）

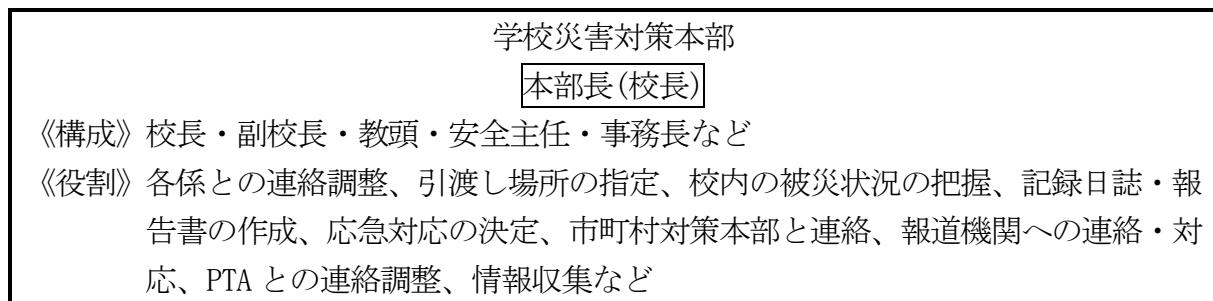
帰宅困難児童対応班（帰宅困難児童がいるクラスの担任）

## ②各班の活動内容

役割	主な活動内容	事前の準備
本部長 副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の災害状況の把握</li> <li>・情報の収集</li> <li>・対策の決定、指示</li> <li>・児童、教職員の安全確保</li> <li>・各班との連絡調整、指示</li> <li>・非常時持ち出し書類の搬出</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・災害対策本部用日誌の記録</li> <li>・避難所設置及び初期運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通理解を図る場の設定</li> <li>・持ち出し書類、物品の確認</li> <li>・関係機関との連絡方法の確認</li> <li>・災害対策本部用日誌の作成</li> <li>・避難所レイアウト図の作成</li> </ul>
避難誘導 避難児童確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安全確保</li> <li>・負傷者の有無の確認</li> <li>・一次避難場所への避難誘導、整列指示</li> <li>・児童の人数確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からの避難経路確認と避難誘導のシミュレーション</li> </ul>
施設安全確認 消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災があった場合の初期消火</li> <li>・校内被害状況の確認（目視）</li> <li>・二次避難場所への経路の安全確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からの初期消火活動のシミュレーション</li> <li>・日頃からの校舎内外の安全確認の慣行（目視）</li> </ul>
残留児童救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に遅れた児童の確認</li> <li>・負傷者の救助 (安全な場所まで搬送)</li> <li>・救助の状況報告（副本部長へ）</li> <li>・救護場所まで搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃からの救助活動のシミュレーション</li> <li>・担架設置場所の確認</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の応急手当</li> <li>・重傷者の応急手当の記録</li> <li>・救急車の要請（本部長と協議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当用備品の管理</li> <li>・応急手当記録用紙の作成</li> <li>・医療機関名簿の作成</li> </ul>
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の処理</li> <li>・危険箇所の立入禁止表示</li> <li>・二次避難場所の安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な機材、用具の整備</li> <li>・被害調査票の作成</li> </ul>
児童掌握班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童への指示、指導、誘導</li> </ul>	
保護者対応班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来校した保護者への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方法のマニュアルづくり</li> <li>・引き渡し名簿の作成</li> </ul>
避難所設置支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の避難者の受け入れ、体育館への誘導</li> <li>・立入禁止区域の表示</li> <li>・備蓄物品の運搬</li> <li>・避難者名簿の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者誘導におけるシミュレーション</li> <li>・立入禁止区域の設定</li> <li>・備蓄倉庫の鍵及び備蓄品の確認</li> </ul>

帰宅困難児童対応係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者引き渡し実施後、引き渡すことができなかつた場合、児童の滞在場所・食糧・毛布等を確保して引き渡すができるまで（引き渡すことが不可能な場合は安全が確保されるまで）保護する。なお、保護する期間が長くなることが想定されることから交代制で対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機場所の確認</li> </ul>
-----------	---	--

## (2) 学校災害対策本部の設置



安否確認・避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等及び教職員の安否確認 (学年主任が取りまとめ、本部への報告)</li> <li>○対策本部の指示により安全な避難経路で避難誘導</li> <li>○負傷者の把握</li> <li>○下校指導及び待機児童生徒等の掌握・把握</li> </ul>
保護者係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者等との引渡しに関する対応</li> </ul>
搜索・救助係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内残留児童生徒の搜索・救助</li> <li>○負傷者の応急処置(誘導・救護と連携)</li> </ul>
救護係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者応急処置</li> <li>○医師等の確保・手当備品の確認</li> <li>○負傷者の保護・応急手当</li> <li>○関係医療機関との連携</li> </ul>
消火係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災発生時の初期消火</li> <li>○避難、救助活動等の支援</li> <li>○被害の状況確認</li> <li>○校内建物の安全点検・管理</li> <li>○近隣の危険箇所の巡回</li> <li>○二次被害の防止</li> </ul>
応急復旧係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校舎等の被害状況の把握</li> <li>○応急復旧に必要な機材の調達と管理</li> <li>○危険箇所の処理</li> <li>○立入制限区域表示</li> </ul>
搬出係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「非常持出品」の搬出及び管理</li> </ul>

帰宅困難児童生徒対応係	○児童生徒滞在場所設営 ○食糧・毛布等備蓄品準備
避難所支援係	○避難者の名簿作成 ○救急物資の受入れと管理 ○ボランティアの受入れ ○市区町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営拡大

### (3) 情報伝達体制

#### ① 教職員間の連絡体制の整備

教職員緊急連絡網の作成(メールや電話による連絡体制を整備する。)

#### ② 学校から保護者への連絡体制

##### ○船橋市学校メール(すぐメール)

概要：緊急時や非常時に、学校から保護者等へ電子メールにより情報を一斉送信する。

内容：地震発生や台風等の自然災害、事故、学校行事の雨天中止連絡等、学級閉鎖連絡等、システム運用に関する通知、校長が必要と認めた連絡事項等

備考：保護者等の登録は任意、年度更新が必要、通信料が発生、大規模災害等により通信障害が起こった場合、遅延が有り得る。

##### ○学校ホームページ

概要：緊急時の情報を学校ホームページに記載する。

備考：不特定多数に非常時の情報を公開することになり、リスクがある。

##### ○災害用伝言ダイヤル(171)

目的：大規模災害時の安否確認のための情報提供

概要：被災地以外の施設を利用し固定電話から安否情報を録音・再生できる。

(携帯電話からも利用できるが、契約している通信業者へ確認する。)

方法：1 伝言 30 秒以内、48 時間保存(自動消去)

料金：伝言登録・伝言再生時の通話料が発生する。

備考：NTT のホームページ参照

### 3 災害時の職員の勤務について

#### (1) 災害対応業務に従事する場合の教職員の服務上の取扱い

- ① 災害時における教職員は、船橋市地域防災計画に基づいて、児童生徒の安全確保や、学校教育活動の早期再開のための業務を、職務として行うことになる。
- ② 当該業務が、勤務時間外においても行う必要がある場合には、教育職員については「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年千葉県条例第 66 号)」第 7 条第 2 項の規定により、教育職員以外の職員については「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年千葉県条例第 1 号)」第 8 条第 2 項の規定により勤務を命ぜられ、職務として行うことができる。

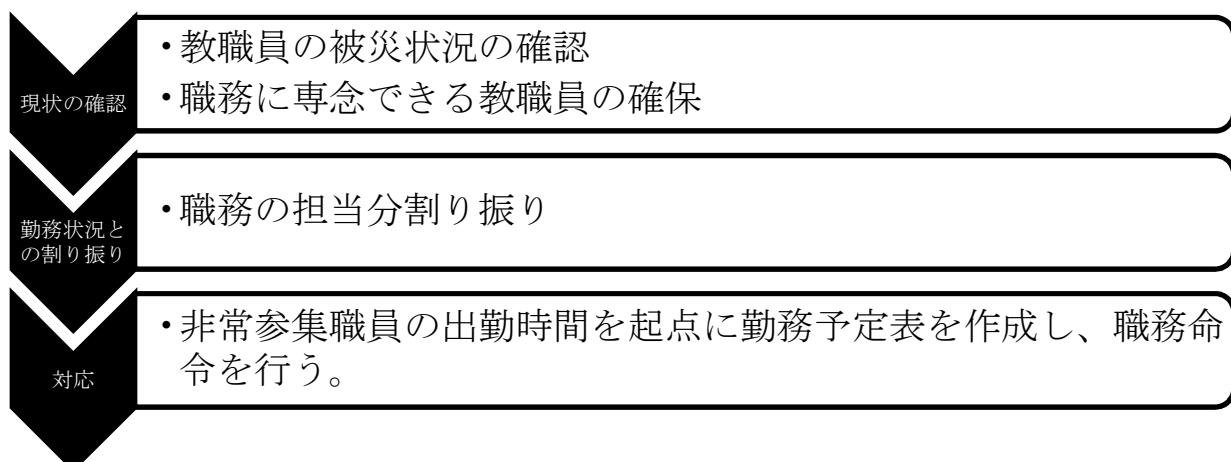
#### (2) 学校が住民の避難所となった場合の教職員の服務上の取扱い

避難者の救援業務に従事することは、本来の教育の業務とは異なるが、当該学校における非常災害時に必要な管理業務の一環を担っているものであり、職務として行うこととなる。

#### (3) 教職員の服務

災害復旧業務等を行うため、校長は必要に応じて各教職員の勤務時間帯を変更し勤務させることになるが、次のような点について考慮することが必要となる。

- ① 所属職員の勤務時間の割り振りは、「学校職員の勤務時間等に関する規則(平成 7 年千葉県教育委員会規則第 2 号)」第 2 条第 8 号等の規定により、校長が行うこと。
- ② 始業及び就業時刻を明確にした上で、各教職員の通常の勤務時間を変更して、例えば 3 交代制等の勤務を命ずることができること。
- ③ 校長は教職員の健康状態等を考慮し、適切な勤務の命令を行わなければならないこと。



## 4 学校職員の震度別参集基準(市職員の参集計画も含む)

震災後の避難から避難所開設までの業務別時系列（立ち上げ基準）

参集体制	市内の震度	状況	授業の打ち切り	引渡し	本部の設置 (他の係は除く。)	児童生徒の安否確認	通学路(経路)調査	教職員の非常参集	市職員の参集
第1次	・震度4 (被害有り)	登下校時	状況判断	状況判断	○	○	○	×	
		学校運営時	状況判断	状況判断	○	○	○		
		夜間、休日			×	×	登校する前	×	○危機管理課職員 (勤務場所)
第2次	・震度5弱 (東京湾内湾津波注意報の発表(チリ沖地震など近隣の地震が原因でない場合。))	登下校時	状況判断	状況判断	○	○ (状況判断)	○ (状況判断)		
		学校運営時	状況判断	状況判断	○	○ (状況判断)	○ (状況判断)		
		夜間、休日			状況判断	状況判断	登校する前	○ <b>管理職</b> ○ <b>教務</b> (他の教職員は自宅待機)	○部課長以上職員 (勤務場所) ○各施設長(勤務場所) ○危機管理課の全職員(勤務場所)
第3次	・東海地震注意情報の発表	登下校時	○	○	○	○	×		
		学校運営時	○	○	○	○	×		
		夜間、休日			○	状況判断	登校する前	○ <b>管理職</b> ○ <b>教務</b> (他の教職員は自宅待機)	○部課長以上職員 (勤務場所) ○各施設長(勤務場所) ○危機管理課の全職員(勤務場所)
第4次	・東京湾内湾津波警報の発表 ・東海地震予知情報の発表 ・震度5強以上	登下校時	○	○	○	○	○		
		学校運営時	○	○	○	○	○		
		夜間、休日			○	○	登校する前	○ <b>教職員全員</b>	【全職員】 ○避難所非常参集職員 →各指定避難所 ○職場非常参集職員 →勤務場所

※職員の参集手段や参集時間などの一覧表を作成する。(P. 52 参照)

## 第2章 日頃の準備

### 1 防災教育

#### (1) 防災教育の狙い

- ① 災害における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようとする。
- ② 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようとする。
- ③ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項が理解できるようとする。

#### (2) 防災教育の重点

##### ① 小学校

○低学年：教員や保護者など近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようとする。

○中学年：災害のときに起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようとする。

○高学年：日常の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようになるとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようとする。

##### ② 中学校

○小学校での理解を更に深め、応急処置の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようになるとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

#### (3) 防災教育の内容の充実

- ① 防災に対する理解を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との連携を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、危機回避のための行動の仕方など、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進する。
- ② これまでの防災教育に加え、指導内容の改善を図り、各教科での知識と訓練などを結びつけ、防災に関する知識、技能、態度を育てるための学習を総合化するなかで、多様なカリキュラムを検討の上、実施する。
- ③ 危機に直面したときに児童生徒が自ら状況を判断し、自身の生命を守るために行動できる力(自助力)や、被災後、地域など集団のなかで互いに助け合って災害を乗り切っていく力(共助力)を育てる教育を、総合的な学習の時間等を活用し積極的に推進する。
- ④ 通学路など地域で児童生徒が安全に避難するために、子供たち自身が地域や専門機関の協力のもとに「ハザードマップ」づくりを行うことも有効である。また、学習の具体的な成果物として、「防災マップ制作」「防災マニュアル」を設定するなど様々な取組が考えられる。

## 2 防災訓練

### (1) 防災訓練の目的

- ① 防災教育の指導内容の実践的な理解を深める。
- ② 児童生徒の危機回避能力の向上。
- ③ 教職員の防災対応能力の向上。
- ④ 地域の防災力との連携を深める。

### (2) 防災訓練の充実

- ① 年間を通して教育課程の中に位置づけ、計画的に実施する。
- ② 様々な災害や場面を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実践的な訓練を行う。**緊急地震速報を活用した訓練も行う。緊急地震速報についてはP. 20 参照。**
- ③ 震災のときに守られる側から助ける側に回るという発想から、児童生徒の発達段階に応じてできることを考えたり、体験したりする機会を作る。

### (3) 防災訓練に当たっての留意点

- ① 訓練で使用する救助袋、消火器、担架などの防災用具について、その位置を全教職員で確認するとともに、**操作方法についても併せて確認する。**
- ② 防災訓練の詳細については実施計画を事前に作成し、職員会議等において、必ず全教職員で内容を共有する。
- ③ 時期や回数は各学校の実情に応じて、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。
- ④ 事前にその意義を児童生徒に十分理解させ、「自らの身を自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。
- ⑤ 教職員は、明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う必要がある。
- ⑥ 訓練は、多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施する。**津波の被害が想定される学校では、津波を想定した避難訓練を年に最低1回は実施する。**
- ⑦ 教職員一人一人が役割分担や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。
- ⑧ 実施後は、教職員の指示方法、安全点検、児童生徒の避難行動などについて、必ず評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

### (4) 地域・家庭・関係機関との連携

#### ① 地域・家庭との連携

- 管理職だけではなく、安全主任などが地域の自主防災組織等の防災訓練に参加し、地域の防災関係者と交流を深め、災害時の具体的な対応について確認する。
- 日頃から防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、町会・自治会などに連絡し、理解を求めていく必要がある。
- 児童生徒の引渡し訓練などを通して、災害時の学校の対応や保護者の連絡先・連

## 第2章 日頃の準備

絡方法などを話し合うなど保護者との連携を密にしておく必要がある。

### ② 消防署、警察署との連携

- 消防署、警察署等に対して、災害が起こった場合に連絡すべき事項や協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めておく必要がある。
- 防災訓練の際、実地の指導や講評等について、関係機関の協力を得る。

## 3 教職員の防災に関する研修の充実

### (1) 防災教育の指導力、防災対応能力、救護処置能力の向上

### (2) 校内研修の実施

- ① マニュアルに基づく様々なケースに対応した防災訓練の実施
- ② 児童生徒の心のケアなどに関する事前研修

### (3) 県などが実施する研修会への参加

#### ① 防災事業実践研修会

講演、演習、研究協議、体験活動を通して、防災意識の高揚、災害・防災に関する知識・技能の習得を目指し、防災授業に活用できる実践的な内容

#### ② 命の大切さを考える防災教育公開事業(文部科学省事業)

### (4) 応急救護処置の技能を習得する研修

#### ① AED を含む心肺蘇生法などの応急手当等に関する実技研修

## 4 地震発生時の教職員の行動について(例)

### (1) 地震発生時(揺れが収まるまで)の行動 ※自らの判断で

普通教室に比べ危険物の多い特別教室では、地震の際には安全な場所を机の下と限定せず、適切に避難場所の指示を与える。

### (2) 揺れが収まった後の行動 ※放送の指示で

- ・ 校庭への避難を指示(静かに、あわてず、順序良く)
  - ★ 校庭にいる児童生徒はそのまま待機
  - ★ **1階**にいる児童生徒は、近くの教室のベランダ又は非常口から避難
  - ★ 昇降口に近いところにいる児童生徒は、昇降口から避難
  - ★ **2階～3階**にいる児童生徒は、**2階**から順に近い階段を使って**1階**に避難
- ・ 学年、学級に関係なく各階で廊下に整列し、放送の指示に従い避難
- ・ 教職員は先頭に立たず、要所、要所に立ち、慌てずに避難することを指示
- ・ **1階**に立った教職員は状況を見て出口へ向かうよう指示

(3) 避難に遅れた児童生徒の確認【検索・救助係】

- 担当職員がトイレ、教室内を確認(災害対策)
- 児童生徒を発見した場合は校庭へ誘導

(4) 怪我人の救助【検索・救助係、救護係】

- 背負って避難
- 校庭の教職員へ救助協力を要請(窓から黄色い布を振って)
- 担架に乗せて避難
- 応急処置と救急車要請

(5) 通学路途中での引率誘導と不在児童生徒の安否確認【安否確認・避難誘導係】

- 教職員による誘導
- 在校児童生徒以外の安否確認

(6) 保護者への引渡し【安否確認・避難誘導係、保護者係】

- 引渡しカードの管理
- 引渡し時のチェック

(7) 避難所の開設に伴う任務【避難所支援係】

- 地域住民の受入れ、誘導
- 備蓄物品の搬入、提供

(8) 夜間時、休日時の発生における児童生徒の安否確認

- 出勤後、学年単位で安否確認

## 5 二次災害を想定した準備

地震発生後、地震を起因とした二次災害が発生することが想定される。これらの災害には地域性があり、学校の自然環境、社会環境、施設の耐震化の有無を確認し、二次避難場所等の指定をする必要がある。

### それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例

(文部科学省「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引」から抜粋)

二次災害	判断材料	避難場所
津 波	<input type="checkbox"/> 1分以上続く長い揺れ <input type="checkbox"/> 気象庁の津波警報・大津波警報 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（海の潮位の変化や河川の状況等） <input type="checkbox"/> 学校の自然環境	近くに高台があれば高台 建物の高層階や屋上
火 災	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（出火と延焼の有無、避難経路の状況） <input type="checkbox"/> 市町村の災害対策本部からの避難勧告・避難指示 <input type="checkbox"/> 消防署への通報と情報収集 <input type="checkbox"/> 発生時の気象条件（風向、風速、湿度等）	校庭・公園などの広い空間 一時避難場所 広域避難場所 ※風上に避難（複数の方角に避難場所を用意）
余震による倒壊	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 応急判定士による判定 <input type="checkbox"/> 学校の耐震化の状況	校庭 近隣の耐震性のある建物 落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所
その他の土砂災害 水害等	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（避難経路の状況、車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等） <input type="checkbox"/> 学校の自然的環境・社会的環境	危険区域外の建物 緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋

## 6 津波対策について

津波浸水想定区域内の学校では、津波被害を想定し、十分な対策を日常から検討・準備をしておくことが大切である。

### (1) 津波警報の種類や広報について

#### ① 津波予報区

気象庁は地震発生後3分を目途に津波予報区ごとに警報等を発表する。

#### ② 発表される津波警報等の種類

津波注意報	津波警報	大津波警報(特別警報)
予想される津波の高さが、高いところで0.2~1m以下の場合で災害の恐れがある場合	予想される津波の高さが、高いところで1m~3m以下の場合	予想される津波の高さが、高いところで3mを超える場合

③ 本市における津波警報等の広報について

防災行政無線、サイレン吹鳴等で市民に避難を広報する。

ふなばし情報メールにより警報発表のメールを発信する。

**「ふなばし情報メール」の登録について**

船橋市は、風水害や地震などの自然災害や避難所開設等の情報をメールでお知らせする「ふなばし情報メール」を配信している。

**<「ふなばし情報メール」の配信内容>**

1. 各種気象警報
2. 土砂災害警戒情報
3. 震度4以上の地震発生情報
4. 災害時の避難所開設情報
5. 大規模事故災害(列車事故、航空機事故、危険物事故災害)等の情報
6. その他

**<登録方法>**

下記コードを読み取り、表示されたURLにアクセスし、空メールを送信。

別途、「仮登録完了のお知らせ」メールが届くので、メールに記載されているURLから本登録サイトにアクセスし、手順に従って操作を進める。



※コードを読み取れない場合は、下記アドレスに直接空メールを送信  
t-funabashi@sg-p.jp

④ 津波一時避難施設

津波一時避難施設は令和元年12月現在、津波警報発表時に緊急避難先として開設される公共施設12か所、民間施設13か所が指定されている。

◇公共施設(船橋市管理施設) : 12か所

番号	施設名
1	市役所本庁舎
2	湊町小学校
3	南本町小学校
4	若松小学校
5	若松中学校
6	湊中学校

番号	施設名
7	南部清掃工場管理棟
8	ふなばし三番瀬環境学習館
9	高瀬下水処理場上部運動広場
10	船橋小学校
11	海神南小学校
12	小栗原小学校

※民間施設13か所については、「船橋市津波避難計画」に記載。

(2) 津波被害想定区域にある学校の防災対策

- ① 津波想定の防災計画を作成する。
- ② 津波発生時の避難場所を定める。避難場所は、二次避難場所、三次避難場所も定める。
- ③ 津波を想定した避難訓練の実施
- ④ 登下校時の避難計画の作成

## 7 施設設備の点検・管理

(1) 施設設備の安全点検

- ① 学校安全点検簿による定期的な点検
- ② 水道施設の点検と止水栓の場所の周知
- ③ ガス設備の点検と元栓の場所の周知
- ④ 電気系統設備の点検とブレーカー等の場所の周知
- ⑤ 転倒防止対策の実施(室内の物品、昇降口の物品、廊下の物品)
- ⑥ 理科室、保健室等の薬品管理
- ⑦ 灯油倉庫の灯油管理

(2) 停電時の対応

- ① ハンドマイクやメガホンの準備
- ② 懐中電灯、非常用電灯の準備

(3) 通信設備の点検・管理

- ① 防災 MCA 無線・災害用公衆電話の点検と使用訓練
- ② 校内緊急放送設備の点検

(4) 備蓄倉庫の管理

- ① 備蓄倉庫の鍵の管理
- ② 備蓄品の把握

(5) 受水槽給水栓の管理

蛇口ハンドル部分の管理

(6) 校内安全マップの作成

## 8 施設利用区分の設定

地震発生時、避難所が開設されたときに児童生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、授業ができるよう避難者のスペースや動線を分けておく必要がある。

また、避難所を開設するに当たり、新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえ、感染症拡大防止について配慮する必要がある。



施設利用区分の設定

### ★教育活動区域

普通教室、特別教室(避難者利用区域、家庭科室を除く)

### ★避難者利用区域

居住場所…体育館フロア(一般者)

1年生教室(要配慮者等)

図書室(体調不良者等)

トイレ…体育館トイレ・1階北側・南側トイレ

(図書室利用者は2階南側トイレ)

出入口…体育館使用者→体育館入口

北校舎昇降口

ペットの受入場所・・・未使用の教室など

### ★立入禁止区域

校長室、事務室、職員室、保健室など

※保健室は状況に応じて、怪我の治療など行う場所として利用する。

## 9 重要書類の保管と管理

日常の管理と非常時の持ち出し等の確認

### 【書類関係】

No	書類	保管場所	用途
1	出席簿	非常持ち出し棚	・児童生徒の点呼に使用
2	児童生徒名簿 緊急連絡網 引渡しカード	非常持ち出し棚	・家庭との連絡に使用 ・引渡しの際に使用
3	健康診断に関する記録簿	保健室	・避難後の児童生徒の健康管理に使用
4	学校生活管理指導表	保健室	・帰宅困難児童生徒の食料支給の際に使用
5	職員連絡網	事務室	・職員との連絡に使用
6	関係機関名簿	事務室	・市教委、消防、警察、医療関係機関、地域 関係諸機関との連絡に使用

【物品関係】※搬出しやすいようケース等を用意しておく。

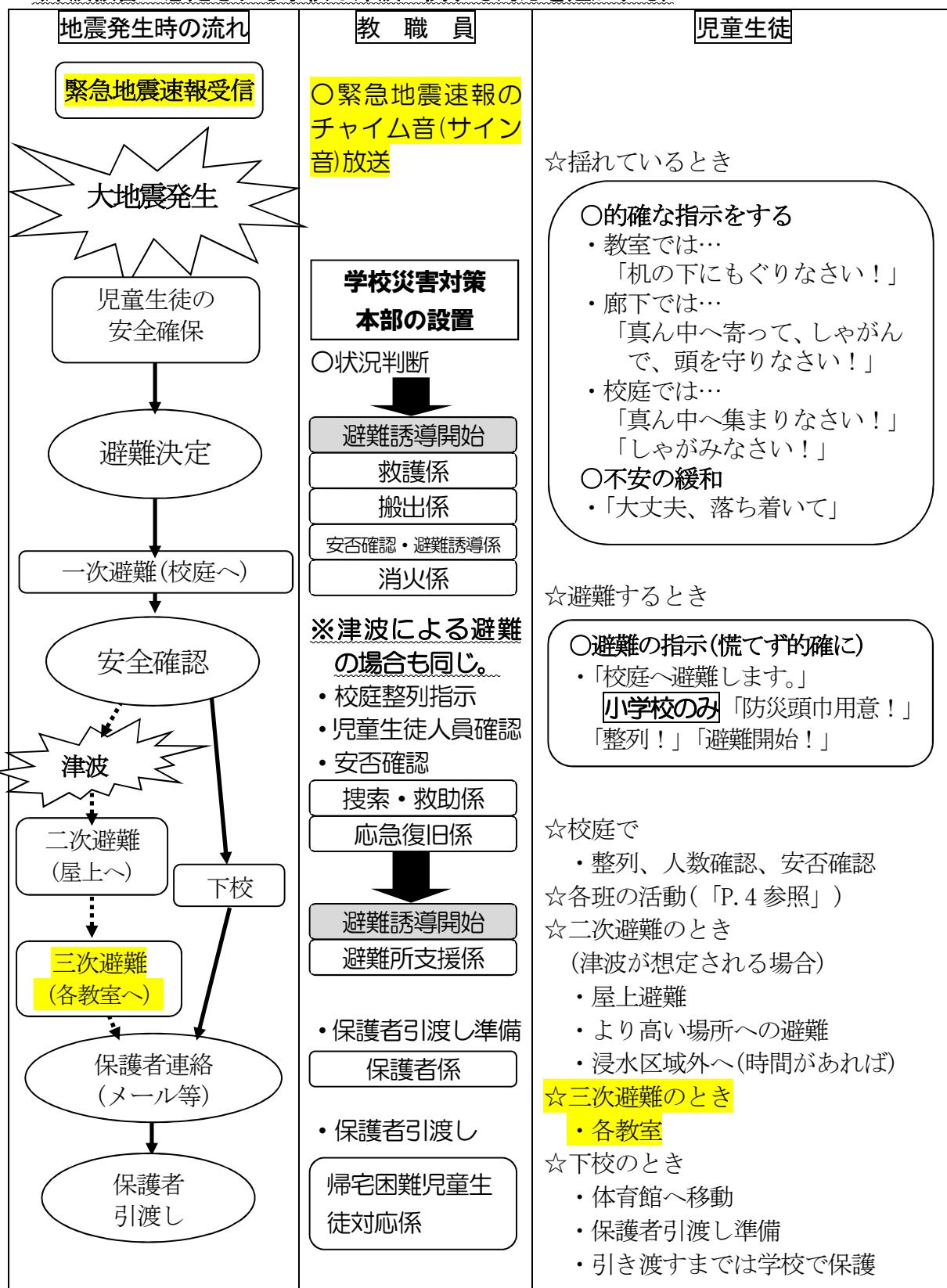
No	物品名
1	情報収集機器・携帯ラジオ・TV放送受信機・インターネット関連機器
2	救急セット AED
3	ハンドマイク
4	予備電池
5	懐中電灯
6	テレホンカード
7	近隣の地図 校舎配置図

No	物品名
8	笛
9	タオル
10	工具（バール類）
11	ライター
12	軍手
13	ロープ・ガムテープ・マジック等

## 第3章 地震発生時の対応

### 1 児童生徒が在校時の対応

(津波被害が想定される学校は津波に関する対応を追加する)



※過去の浸水区域や想定津波浸水区域から逃れただけで安心せずに、より安全な場所に避難するという心構えが必要である。

### 第3章 地震発生時の対応

#### ☆在校時の児童生徒への指示内容

- ① 休み時間中
  - いる場所に応じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守らせる。
- ② 体育館での活動中
  - 天井及び壁面(ガラスを含む)からの落下物を避け、頭部を保護し身をかがめさせる。
    - ・全校集会等、多数の児童生徒等がいる場合、落ち着かせ、頭部を保護して身をかがめさせる。
    - ・出口の確保をさせる。
    - ・照明器具、天井板等の状況を確認し、落下の可能性がある場合、落ち着いて移動させる。
- ③ 給食指導中
  - 火傷に注意し、身を守らせる。
    - ・**小学校のみ**熱い食材が入った食缶に注意させる。
    - ・**小学校のみ**食缶を運ぶワゴンの移動にも注意させる。
- ④ 校庭での活動中
  - 建物から離れ、中央部で身をかがませる。
    - ・壁面の落下、その他遊具から離れ、中央部で身をかがませる。(ダンゴムシのボーズ)
    - ・液状化現象が発生した場合、速やかにその場から離れさせる。
- ⑤ 部活動中
  - 活動している場所に応じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守らせる。
- ⑥ 屋上での活動中
  - 中央部に集まり、頭部を保護し身をかがませる。
    - ・手すりなどの破損が予測されるため、危険の少ない中央部で身を低くさせる。
    - ・揺れの収束後、階下に移動する際、階段の破損等に注意させる。階段に破損がある場合、校舎内階段から避難させる。
- ⑦ プールでの活動中
  - 速やかにプールサイドに上がり、地震によって水面に波が起き引き込まれる可能性があるため、外柵などにつかまらせる。その後、安全が確認できたら避難させる。

## (8) 特別教室等における想定される負傷

特別教室等	想定される負傷
理科室	実験器具(棚内の器具)による負傷、実験中の薬品・発火による火傷等
家庭科室	棚内の器具による負傷、調理中・アイロン使用時等による火傷等
図工室・木工室・金工室	棚内の器具による負傷、彫刻刀刃物による負傷等
音楽室	棚内の器具による負傷、ピアノ、木琴等楽器の移動による負傷等
図書室	書棚の本の落下による負傷等
保健室	薬品戸棚等の物品による負傷、ベッド使用中の転落による負傷等
パソコン室	プリンター、電子黒板等の転倒による負傷等
小学校のみ なかよしルーム	パーティションの移動による負傷等
中学校のみ ランチルーム	熱湯による火傷、天井からの落下物及び食器類による負傷、ワゴンによる負傷等

### 第3章 地震発生時の対応

#### ☆緊急地震速報を活用した避難対応

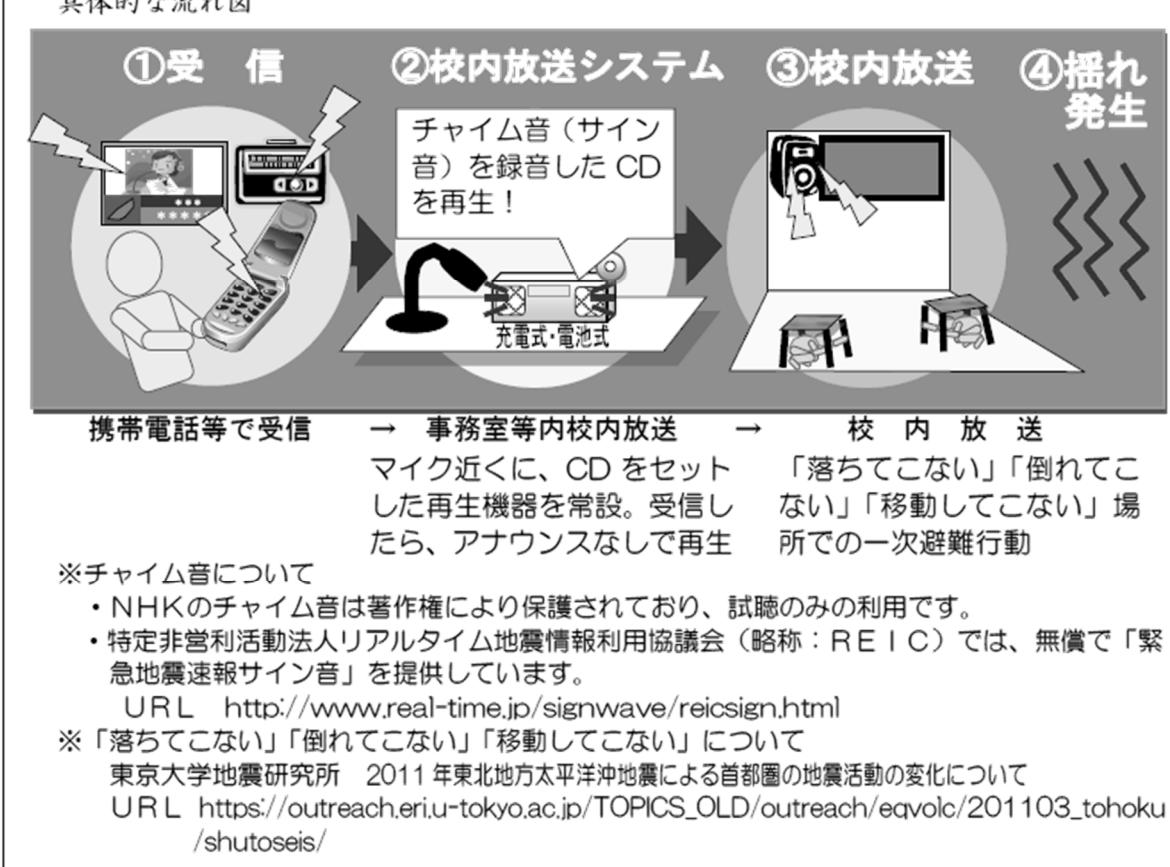
気象庁は「P波」を検知すると、後から「S波」が来ることを知らせるため、緊急地震速報を発信する。この緊急地震速報を活用した避難対応も効果的である。具体的な対応例は下記のとおり。

#### 【対応例】

学校は緊急地震速報を受信したら、緊急地震速報を表す音(チャイム音(サイン音))を校内放送で流し、学校全体に「これから大きな揺れが来る」ことを伝える。

チャイム音(サイン音)は、アナウンスなしで、チャイム音(サイン音)のみを放送する。また、揺れが発生した後に受信した場合であっても、更に大きな揺れが来る可能性を考慮して必ず放送する。

具体的な流れ図



※「学校における地震防災マニュアル(千葉県教育委員会)」から抜粋

緊急地震速報を流すための校内放送システムがない場合は、次のとおり簡易システムを構築することで対応可能である。

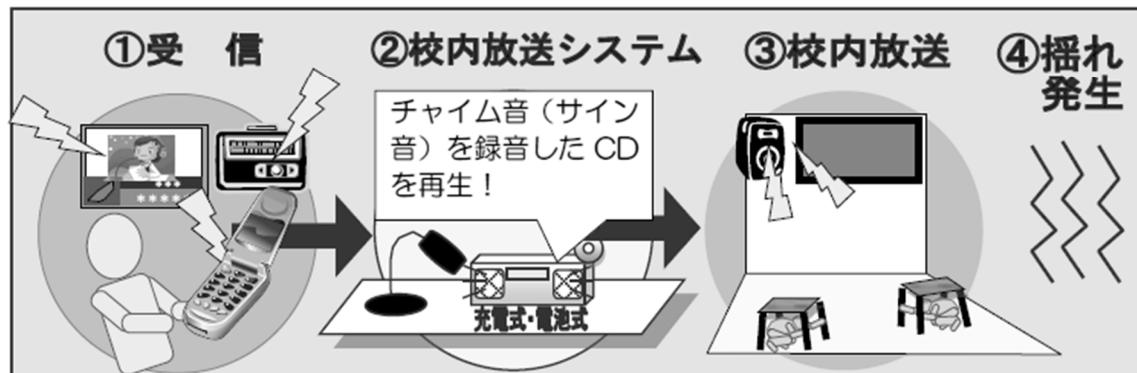
## 【受信後に校内放送を行うための簡易システムについて】

**Q 1 装置がなくてもできますか？**

**A** できます。校内放送システム脇に、チャイム音を録音したCDを常設し、簡易システムをつくります。簡易システムとその活用例は図のとおりです。

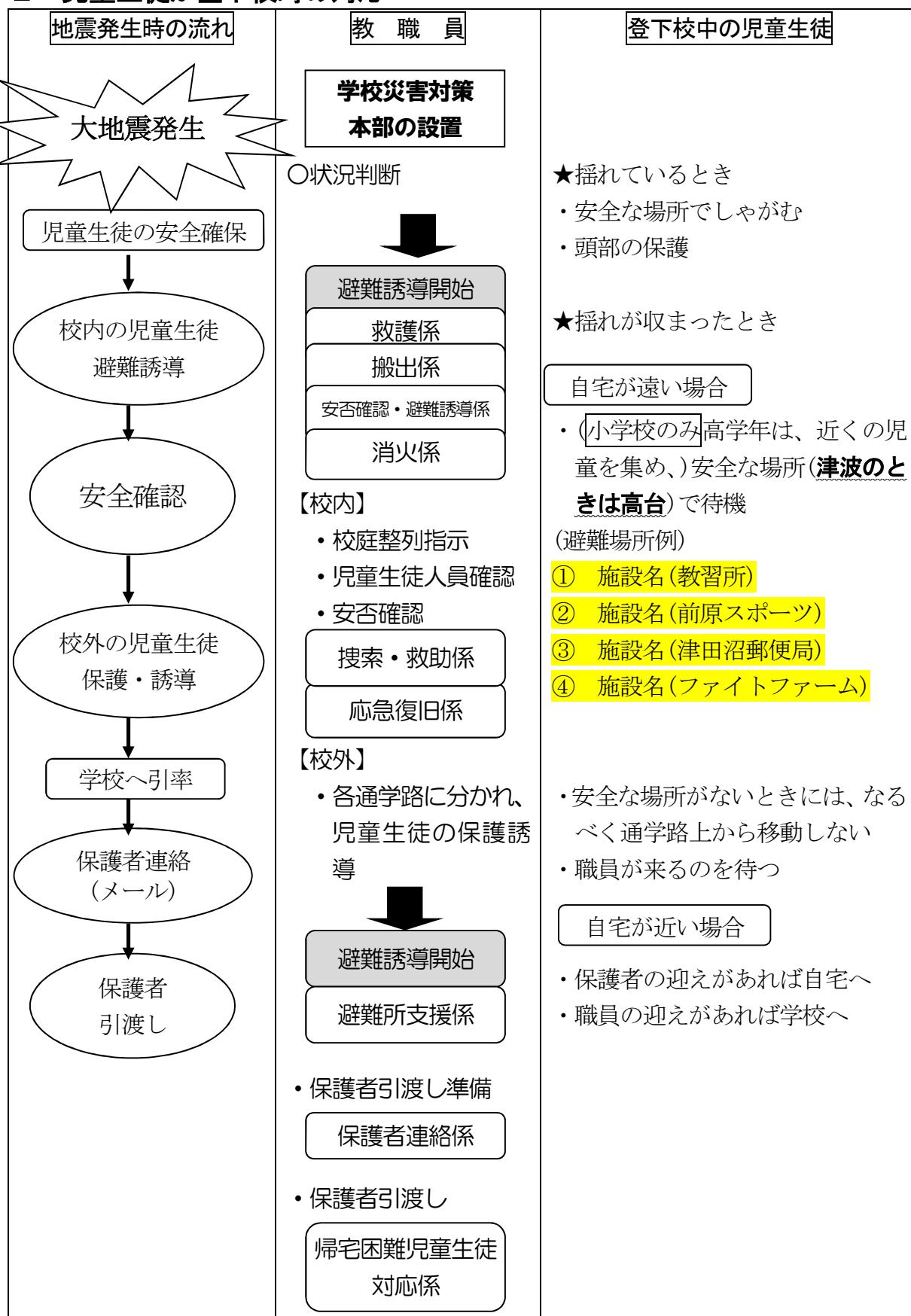
**Q 2 導入のメリットは何ですか？**

**A** 「揺れに備えた行動を、余裕をもって行うこと」の定着により、震災時に教職員及び児童生徒の迅速で的確な対応の可能性が高まります。



※「学校における地震防災マニュアル(千葉県教育委員会)」から抜粋

## 2 児童生徒が登下校時の対応



☆登下校中に大地震が発生した場合は、自分自身で身を守る必要がある。そのための行動について、徹底した事前指導を行うこと。

① 身を守る行動

- ・揺れが発生したときは、ランドセルやバッグで頭部を保護しながら、その場にしゃがむ。
- ・危険な場所にいた場合は、揺れが収まったときに安全な場所へ移動する。

【危険な場所】

- ・近くに古い建物や建設中の建物がある場所
- ・近くにブロック塀や石の塀がある場所
- ・近くに自動販売機がある場所
- ・近くに切れた電線がある場所
- ・近くに川や用水路がある場所
- ・近くで火災が発生している場所
- ・ガスの臭いがする場所
- ・地割れしている場所
- ・橋の上や跨線橋の上
- ・橋の下や高架線路の下
- ・車道に近い場所(絶対に近づかないこと)

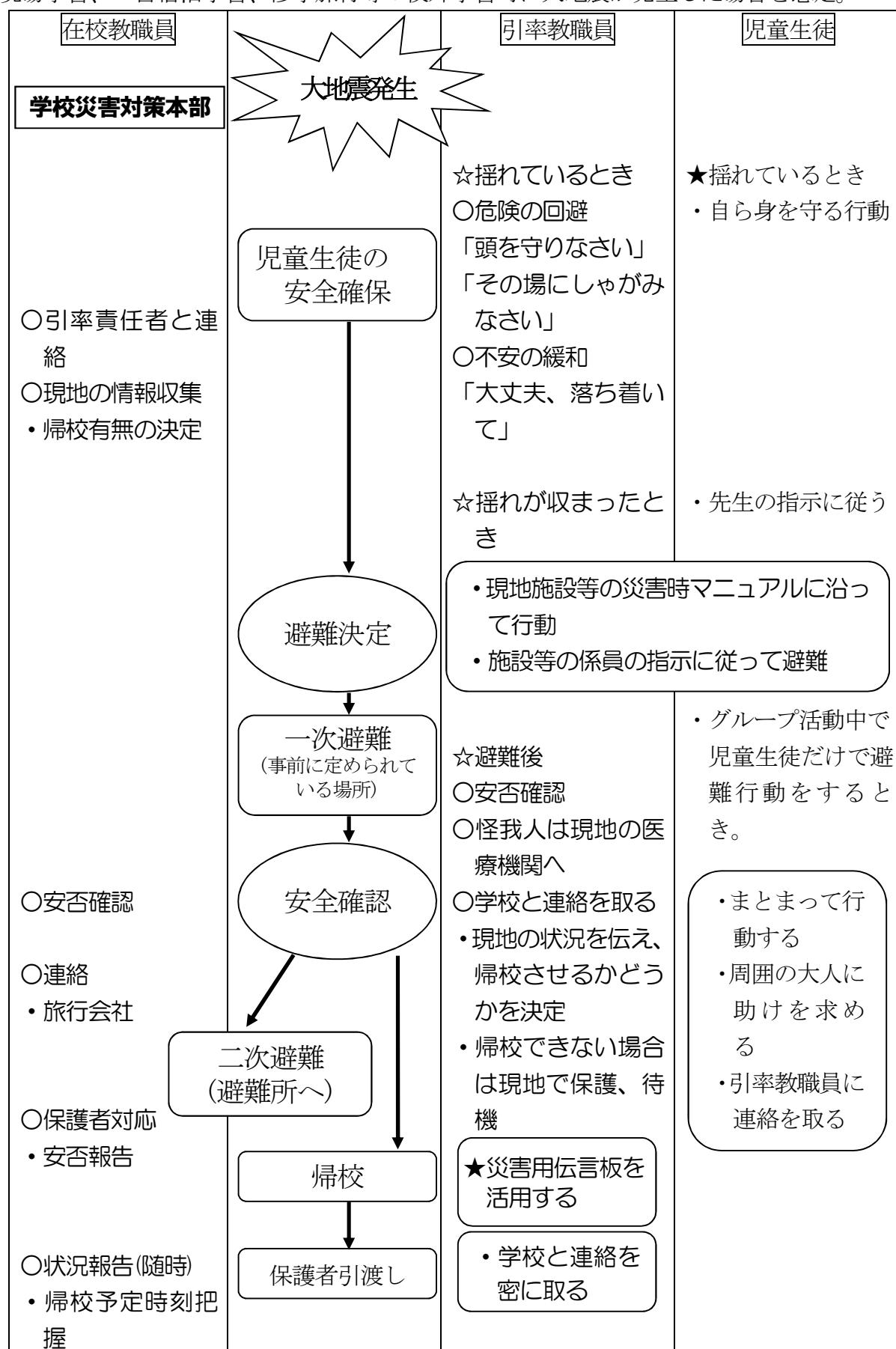
② 避難行動

- ・自宅に近い場合(ただし、小学校は保護者が家にいることが確実な場合に限る)や保護者が迎えに来た場合は帰宅する。
- ・学校に近い場合や帰宅しても家に保護者がいない場合
  - 【中学校】学校に向かう。
  - 【小学校】安全な場所で先生が来るのを待つか、地域の人に助けを求める。
- ・**小学校のみ**高学年児童は、近くにいる低・中学年児童に声を掛け、安全な場所へ集める。

※「安全な場所」とは、「上から物が落ちてこない」「横から物が倒れてこない」「物が移動してこない」場所のこと。

### 3 校外学習時の対応

現場学習、一宮宿泊学習、修学旅行等の校外学習時に大地震が発生した場合を想定。



★校外学習を計画するときの留意事項及び確認事項

① 鉄道やバスを利用する場合、それぞれの会社や関係機関に震災発生時の対応について確認する。

② 見学地や宿泊地、宿泊施設の避難場所及び避難経路、防災計画を確認する。

③ 災害時の行動や対応について、児童生徒へ事前指導を徹底する。

④ 津波対策について

沿岸部又は沿岸部に近い場所での実施については、津波に対する対策を十分に検討する。

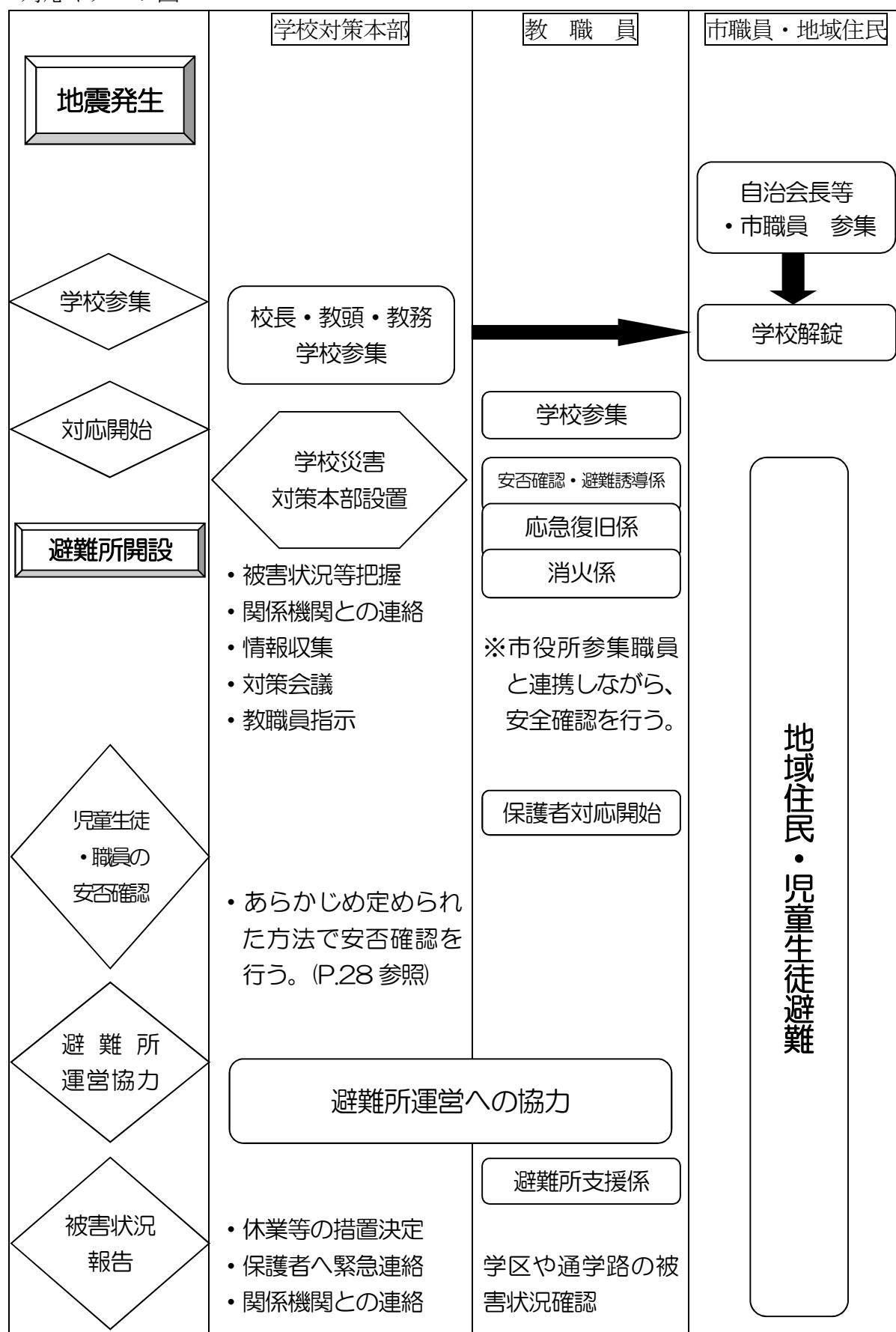
・現地の地理や地形について確認する。

・旅行会社等を通じて津波が発生したときの避難場所(高台等)について確認する。

また、下見によりその避難場所(高台等)を実際に確認する。

#### 4 夜間・休日時の対応

対応イメージ図



## 第4章 災害発生後の対応

### 1 児童生徒への対応

#### (1) 地震発生時の保護者への引渡しの基準

○学校を含む地域の震度

震度 5 強以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかる場合でも保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護する。
震度 5 弱以下	安全が確認された場合には、原則として通常どおり下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

#### (2) 引渡し時<児童生徒が学校に在校している場合>

地震の状況によっては通信手段などに障害が起こり情報の伝達が困難になることが想定される。保護者に対し「引渡しの基準」や「引渡しの実施の周知方法(メール・ホームページ等)」を事前に周知すること。

##### ① 学校メール(すぐメール)の活用

###### タイトル「日課変更及び引渡しの実施について」

○○(地震、津波、警戒宣言)の影響で、授業を取りやめ、お子様の引渡しを行います。

保護者の皆様は、引渡しカードか身分が証明できる物をご持参の上、○○学校までご来校下さい。また、交通機関の遅延等の影響により来校が困難な場合には、電話又はメールにてご連絡下さい。

##### ② ホームページの活用

###### タイトル「日課変更及び引渡しの実施について」

○○(地震、津波、警戒宣言)の影響で、授業を取りやめ、お子様の引渡しを行います。

保護者の皆様は、引渡しカードか身分が証明できる物をご持参の上、○○学校までご来校下さい。また、交通機関の遅延等の影響により来校が困難な場合には、電話又はメールにてご連絡下さい。

## 第4章 災害発生後の対応

### (3) 安否の確認<児童生徒が学校に在校していない場合>

災害発生時、一人一人の児童生徒の安否や所在を確認し、把握しておく必要がある。学校メールやホームページの活用、電話や家庭訪問などを行い、全員の安否と所在を確認する。

#### ① 学校メール(すぐメール)の活用

##### タイトル「児童生徒及びご家族の安否と所在の確認」

学校では、児童生徒とそのご家族の安否及び所在の確認を行っています。本メールを受けた方は、学校へメールで下記の内容をお送りいただくか、直接学校へおいでください。

①ご家族の安否

②現在いる場所(自宅・避難先(例：〇〇県〇〇市の親類宅))

#### ② ホームページの活用

##### タイトル「児童生徒及びご家族の安否と所在の確認」

〇〇学校では、児童生徒とそのご家族の安否及び所在の確認を行っています。〇〇学校に在籍している児童生徒のご家庭は、メールで下記の内容をお送りいただくか、電話又は直接学校へおいでください。

①ご家族の安否

②現在いる場所(自宅・避難先(例：〇〇県〇〇市の親類宅))

#### ③ 電話及び家庭訪問による確認

上記①②の方法で確認が取れない家庭については、電話又は家庭訪問により確認をする。

※この場合、多様な手段を用いて各担当者(担任)が各家庭への聞き取りを行うことになるが、担当者(担任)の不在時などを想定すると情報の錯綜さくそうが発生する可能性が高い。したがって、「いつ」「だれが」「どのような方法で」「だれに」情報を聞き取ったか書面(報告書)にて記録することが必要である。また、聞き取った内容については教育再開計画の重要な情報となることから、職員間の報告体制を整備しておく。なお、兄弟姉妹で複数児童生徒が在籍する場合にも個別に作成することが望ましい。

※P.55 「児童生徒被災状況確認一覧表」 参照

職員の報告体制整備(例)

担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 対策本部

## 2 避難所運営について

避難所の運営管理等については、本来は防災担当部局(市災害対策本部)が責任を有するが、市担当者に引き継ぐまでの一定期間、学校が避難所の補助業務を行うことが想定される。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の再開であることから、早期に市担当者への引き継ぎを行う必要がある。したがって、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、出来る限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作つておくことが重要となる。

### 学校施設が避難所となる場合のプロセス

(文部科学省「学校防災マニュアル(地震・津波被害)作成の手引」から抜粋)

時期	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) ・地震・津波発生 ・ライフラインの途絶 ・地域社会の混乱 ・継続する余震等	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">地震発生</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域住民等の学校への避難</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の安全点検</li> <li>・開放区域の明示</li> <li>・駐車場を含む誘導 等</li> </ul>
生命確保期	(数分後～) ・消防・警察・自衛隊等の救助開始	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の開設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所の管理・運営</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿作成</li> <li>・関係機関への情報伝達と収集</li> <li>・水や食料等の確保</li> <li>・備蓄品の管理と仕分け、配布等</li> <li>・衛生環境整備</li> </ul>
生活確保期	(数日後～) ・応急危険度判定士による安全点検	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の立ち上がり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">自治組織の確立</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治組織への協力</li> <li>・ボランティア等との調整</li> <li>・要援護者への協力 等</li> </ul>
学校機能再開期	(数週間後～) ・仮設住宅等への入居等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能と学校機能の同居</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">避難所機能の解消と学校機能の正常化</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校機能再開のための準備</li> </ul>
		日常生活の回復	

### 3 施設・設備等の管理・点検

#### (1) 危険物・化学薬品等

- ① 納食室、納湯室、家庭科室などはガスの元栓を閉め、臭いがないかを確認する。石油倉庫はタンクなどが倒れていないか、臭いや染みがないかなどを確認する。石油倉庫に被害がなければ施錠し、立入禁止とする。被害がある場合はその場で修復するが、修復が不可能な場合は一時的に施錠できる場所にタンク等を移動し、施錠の上、立入禁止とする。
- ② 火災の危険があるので、場合によっては電気回路を遮断する。
- ③ 理科室や保健室の化学薬品の被害を確認する。ただし、有毒ガスの発生やガラスの飛散等が考えられるので、入室は管理職が行い、補助として複数名で入室する。入室に当たっては、ヘルメット、ゴーグル、手袋、マスク等を必ず装着する。有毒ガスの発生が考えられるときには直ちに退室して周辺区域を立入禁止とし、消防署に連絡する。保管室や保管庫に被害がなければ施錠し、立入禁止とする。

#### (2) 施設利用区分の管理・点検

- ① 外観の点検は、職員が手分けをして建物全てにおいて行う。その際、ヘルメット、手袋、マスクを装着すること。大きなひび割れや建物の歪み等があれば直ちに周辺を立入禁止とし、学校災害対策本部に報告する。また、外壁材の剥離、落下がある場合、窓ガラスの破損、落下がある場合は速やかに学校災害対策本部に報告する。職員による修復が可能な範囲で修復作業を行う。
- ② 校舎内や教室内についても職員が手分けをして安全点検を行う。その際、ヘルメット、手袋、マスクを装着すること。点検内容としては、扉や窓の開閉状態、天井・床・壁等のひび割れや歪みを確認すること。また、照明器具が外れやすくなっているか、棚の転倒やテレビなど重量物の落下の心配がないかどうかを確認すること。

#### (3) 重要書類の管理・点検

指導要録、出席簿、卒業生台帳、沿革史、保健関係書類等の重要書類については、日頃から重要書類リストを作成し、施錠できる書庫に保管すること。震災時書庫に被害がなければ、施錠したまま保管しておくこと。書庫に被害があった場合は、別の施錠できる場所に移動し、その場所を立入禁止とする。なお、場所を移動する場合は、学校災害対策本部が判断し指示する。

#### (4) 通信回線の確認

電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認は、**教頭**が速やかに行う。

#### (5) ライフラインの確認

- ① 電気を使用していない場所では、ブレーカーを落とし電気の供給を止める。使用している場所については、断線や漏電を確認する。停電した場合は、全てのブレーカーを落とし電気の供給を止め、復旧後は断線・漏電を確認してから使用する。なお、

- 停電中の避難所の照明は、備蓄倉庫に供えられた照明器具を使用する。
- ② ガスは、災害発生後に速やかに元栓を閉め、ガスを使用している場所についてガス漏れの有無を確認する。安全の確認が取れたら、元栓に近いところからガスを供給し、ガス漏れがないことを確認しながら徐々に使用範囲を広げていく。
  - ③ 水道は、漏水する可能性があるので、校内全てを確認する。確認できない場合や漏水の疑いがある場合は、元栓を閉めておく。また、プールの水はトイレ等の生活用水としての使用が考えられるので、プールの漏水も確認する。プールに漏水の疑いがある場合は、早めにバケツやタンクにプールの水を貯め置くこと。

## 4 教育活動の再開に向けて

### (1) 児童生徒の安否確認・被害調査

- ① 児童生徒及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表にする。
- ② 児童生徒の住居の被害状況の確認を行う。
- ③ 確認手段としては、電話、携帯電話、電子メール、家庭訪問、避難者名簿、災害用伝言ダイヤルなど、その時点で可能な方法を駆使して行う。

### (2) 教職員の安否確認・被害調査

- ① 教職員及びその家族の安否確認を行う。同時に所在・避難先を確認し、一覧表にする。
- ② 教職員の住居の被害状況の確認も行う。

### (3) 校舎の被害状況の確認・校庭の被害状況の確認

- ① 学校施設等の被害状況を確認する。
- ② ライフラインの被害状況を確認する。
- ③ 校庭の地割れ、液状化現象の発生など被害状況を調査する。

### (4) 立入禁止区域の表示

- ① 校舎や校庭の危険区域については、立入禁止の表示を行う。

### (5) 通学路など地域の被害状況の確認

- ① 学校周辺や通学路等の被害状況を確認する。

### (6) 学事関係・教務関係の事務

- ① 学務課や指導課など関係各課との連絡・調整をする。

### (7) 応急教育計画

- ① 応急教育計画の作成

学校の再開とは、授業を再開することである。しかし、巨大地震を体験した児童

## 第4章 災害発生後の対応

生徒は、ほとんどが初めての被災体験でショックを受けている。また、家屋の倒壊や焼失によって教科書や教材・学用品も失っている児童生徒も多い。

したがって、学校を再開しても多くの児童生徒は、すぐに通常の授業を受けるという心理状況にまで回復していない状況が想像される。

このような状況を踏まえ、学校は、どのようななかたちで授業を再開するかを検討する「応急教育計画策定チーム」などを編制し、応急教育計画を作成する。

### ② 応急教育計画作成に当たっての留意点

○平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。

○登校する児童生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。

○地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育を行う。

### ③ 児童生徒が集まる場所の確保

○児童生徒が読書、工作、絵画などができるコーナーなどを設置する。

○児童生徒が置かれている心理状況にも配慮した学校再開への一つのステップとして実施してみるのもいい。

### (8) 教育活動再開の周知

児童生徒、教職員の状況、学校施設の状況、通学路の安全状況を確認した上で、教育委員会と登校日の調整をする。児童生徒の登校状況、教職員の出勤状況を見て、授業再開に向けた再開計画を立てる。また、給食の再開に向けても調整をする。

再開の周知については、避難場所や学校周辺に印刷物を掲示したり、メールで配信したり、ホームページに掲載したり、あらゆる方法を事前に検討し、保護者に周知する。

## 5 教育委員会等の関係課との連絡調整

### (1) 教育活動の再開場所について

学校を避難所として使用している場合、あらかじめ危機管理課との協議が必要である。教育委員会管理部を通じ、教育活動の再開に当たり利用場所の調整を行う。

また、避難者への説明も必要であることから、具体的な教育再開のスケジュールを示し、混乱なく授業が再開できるようにする必要がある。

### (2) 教職員の確保

学務課に教職員の勤務可能状況や児童生徒の登校可能状況、被害状況などを伝え、教育活動再開に向けて協議する。

### (3) 教科書等学用品の確保

指導課に教科書等学用品の被害状況を伝え、補充について協議する。

(4) 施設・設備の修繕

教育総務課・施設課に施設・設備の被害状況を伝え、校舎等の安全判定調査の依頼や施設・設備の応急処置について協議する。

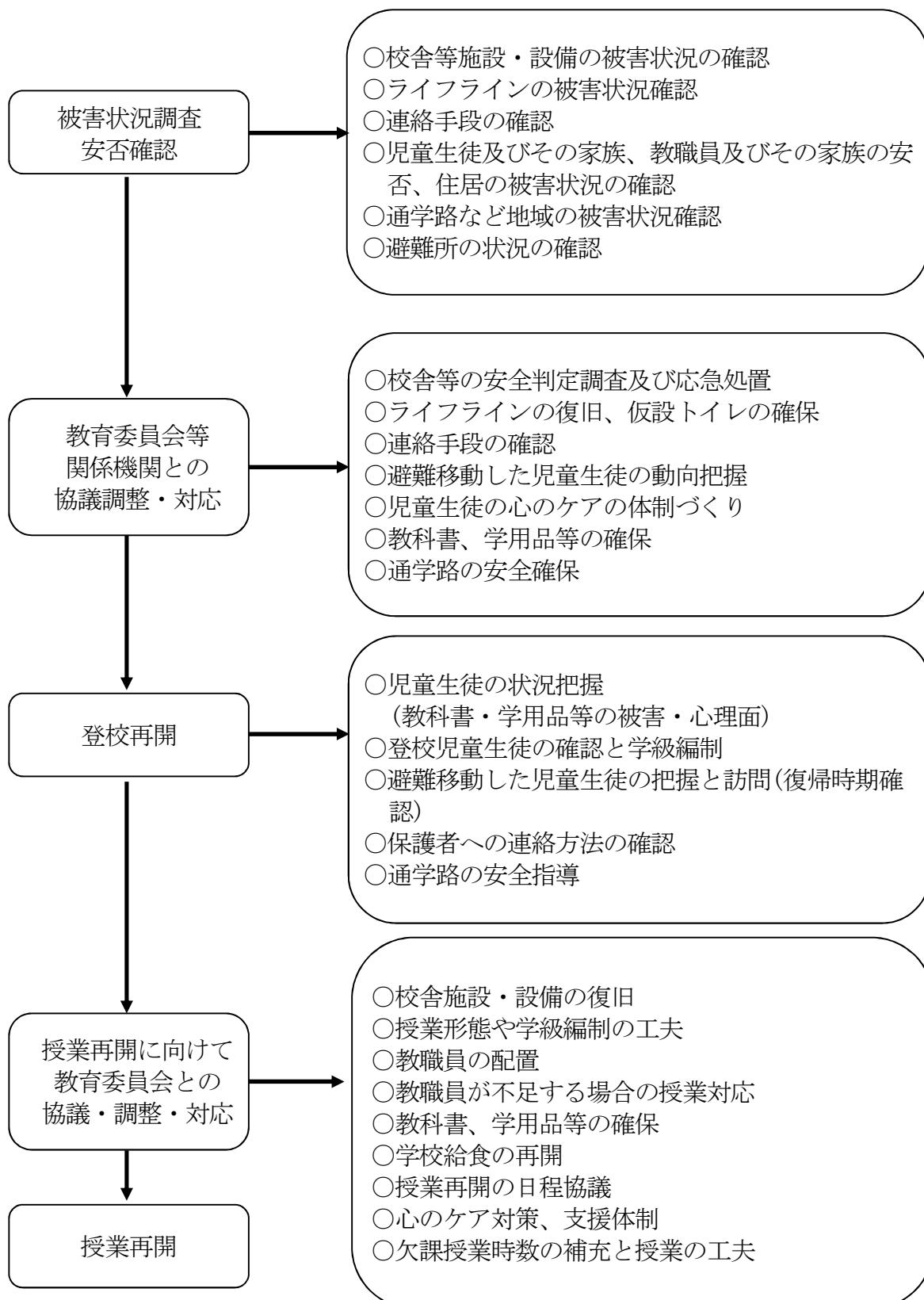
(5) 通学路の安全確保

保健体育課に通学路の状況を伝え、安全確保について協議する。

(6) 給食の再開に向けて

保健体育課と給食の再開に向けて協議する。

## 教育活動再開に向けたフローチャート



## 6 児童生徒に対する健康相談・心のケア

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害による恐怖、衝撃あるいは大切にしていたものを失った喪失感、無力感など、心に様々なダメージを受けることが多い。こうした災害発生後の心の反応は、程度の差こそあれ誰にでも生じやすいものであり、更に長期に渡って続く恐れもある。

そのため、担任や養護教諭等が児童生徒の話に耳を傾け、児童生徒の健康状態や家庭・家族の被害状況を把握するとともに、体験や不安な感情を分かち合って、児童生徒の心に安心感を与えることが大切である。さらに、それらの相談に応じるとともに心のストレスの解消に努めなければならない。

なお、児童生徒の心のケアについてはスクールカウンセラーに緊急対応の要請も可能なため、重大な場合は指導課に相談することも重要である。

- 担任をはじめとする職員全員が児童生徒の話に耳を傾けること。
- 児童生徒の健康状態を細かく観察し、把握すること。
- 児童生徒の家庭の被災状況を把握すること。
- 恐怖の体験や不安な感情を分かち合い、児童生徒の心に安心感を与えること。 など

## 7 教職員のストレスとケア

### ストレス反応へのケア

- ① 食事、休憩、睡眠、休息日を取りましょう。
- ② まわりの人との関係を大切にしましょう。
- ③ 簡単なリラックス法を身につけましょう。

## 8 避難所としての学校

学校は、地域住民の避難所・避難場所として利用される。しかし、震災発生後も学校は教育活動を再開しなければならない。したがって、震災時は施設を次のとおり使用する。

### (1) 対応する教職員の確保

- ① 勤務時間内では、児童生徒の保護とともに避難民の受入準備も教職員が中心となって行う。
- ② 勤務時間外では、市の職員や地域住民が先に避難所を開設しているが、学校職員も自分の家族の安全を確保した上で、徒歩等の学校まで来られる手段を使い、できるだけ早く駆けつける。

## 第4章 災害発生後の対応

### (2) 避難所運営委員会の設置と各係の役割分担

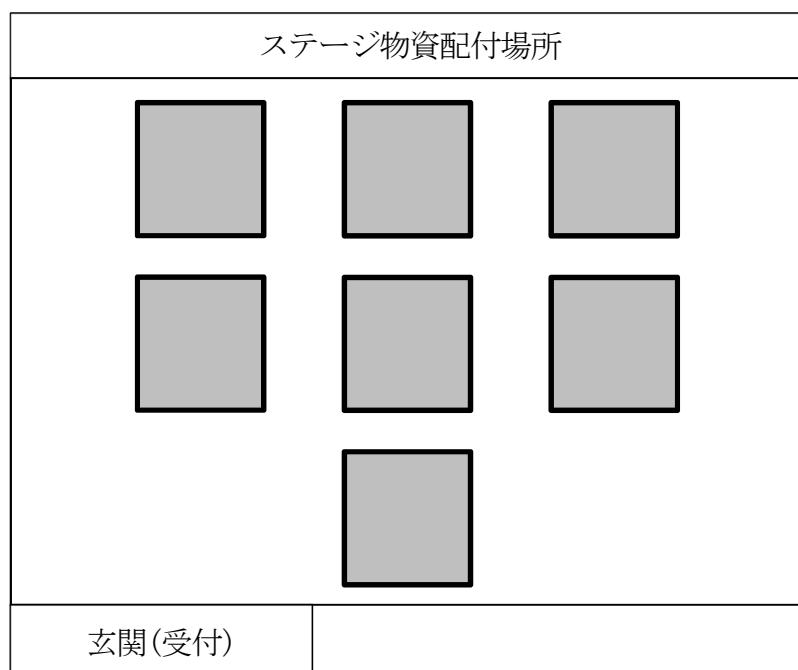
備蓄倉庫にストレージボックスが保管されているので、そこから必要物を準備する。

係	仕事内容	分担
運営委員会	①定例会議の開催 ②運営体制の見直し	
総務班	①総合受付(入退所など各種手続き、苦情相談対応) ②避難所運営日誌の作成 ③避難所運営委員会の事務局 ④名簿管理、利用者数の把握、安否確認等への対応	
情報班	①避難所内外の情報収集・伝達・発信・取材対応 ②市災害対策本部への連絡	
施設管理班	①避難所のレイアウトの作成 ②施設・設備点検・故障対応、防火・防犯対策	
食料・物資班	①食料・物資の調達・受入れ・管理・配給・炊き出し対応(避難所以外の被災者への対応も含む)	
保健・衛生班	①衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット) ②健康管理(避難所以外の被災者への対応も含む)	
要配慮者班	①高齢者、障害者、難病疾患者、妊娠婦、乳幼児、外国人など避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策を行う	
支援涉外班	①ボランティアの受入れ 等	
その他	その他、必要に応じて班を編制する	

### (3) 避難所の開設

#### ① 災害数日後以降の避難所運営

【(例)体育館】



## (2) 教職員

避難所支援係の職員は、市職員が配置され避難所運営委員会が立ち上がるまでの間、避難してきた地域住民の受入作業、備蓄品搬入作業などを行う。

## (3) 水・食料品・毛布などの災害時用備蓄品の扱い

備蓄品は避難者全てに平等に提供されるものである。備蓄倉庫の物品は応急的なものであり、数に限りがあるため、学校災害対策本部が避難してきた地域住民と話し合いの上、決定する。震災発生後、市から避難者数に応じた物品の補給がある。

**9 報道機関への対応**

## (1) 報道機関の対応への原則

- ① 教育総務課へ、取材結果報告書を提出。（取材の内容によっては事前に教育総務課に相談。）
- ② 毅然とした態度で対応する。
- ③ 事実だけを伝え、憶測や予測による発言はしない。
- ④ 学校を代表して話をする場合は**校長**とする。
- ⑤ 取材受付簿、タック等を用意する。取材許可を与える際は、記者章、名刺などで相手方の身分を確認すること。
- ⑥ 取材場所・時間は基本的に制限はないが、避難所内等の取材には一定のルールを設ける必要がある。

## (2) 地震直後の報道機関への対応

地震直後、報道機関はいち早く事実を報道するために、学校に駆け付け、許可を取らずに学校(避難所)内の撮影取材を開始する可能性がある。

学校も、被害状況の把握や児童生徒の安否確認のために、報道機関への対応が遅れがちになると予想される。

学校災害対策本部は、可能な限り報道機関受付窓口を設け、敷地内の取材については、記者章等を確認し、取材許可を与える等の対応を取る。(取材に来た報道機関に公表する情報等は記録しておく。)

## (3) 避難所における報道機関への対応

余震が続く中、多くの地域住民が学校(避難所)へ避難してくる。報道機関は避難住民の現在の心境や救援活動の様子、学校の被害状況を伝えようと撮影、取材を行うことが予想される。

報道機関に対しては、報道機関受付窓口を通して、取材許可の確認を取ってから行うものとする。(取材記録等に記載。)その際に個人(特に児童生徒)への取材については、心理的影響や肖像権の問題に触れることから、可能な限り自粛を要請する。

## 第4章 災害発生後の対応

### (4) 災害復旧過程における報道機関への対応

児童生徒へのインタビューや取材活動が教育活動の妨げにならないように学校災害対策本部は絶えず気を配る必要がある。また、継続したドキュメント撮影のような場合はその企画等についても事前に説明を求めるとともに、学校と取材責任者で連携を図ることが大切である。

## 第5章 その他

### 1 Q&A

#### 【地震(5弱以上)発生時の対応】

Q：揺れが収まった後、一次避難場所は校庭だが、雨天など悪天候の場合の避難場所は？

A：状況を確認し、損傷が見受けられなければ体育館への避難を指示する。その後、体育館が避難所(避難者受入れ)となる場合は各教室へ移動する。保護者への引渡しが進み人数が減った場合は、英語ルーム、相談室、理科室、音楽室、図工室等の特別教室へ移動する。

Q：5弱以下の地震であっても、保護者が引き取りに来た場合の対応は？

A：津波注意報及び警報が発表されている場合は、保護者に校舎への避難を強く促す。発令されていない場合は保護者に引き渡し、下校させる。

Q：学校へ参集したが、校長・副校长・教頭が到着していない場合は、何をすれば良いか？

A：次の係の業務を行う。

- ア 応急復旧係：校内の被害状況を確認し、危険箇所があれば立入禁止の措置を取る。
- イ 避難所支援係：避難してきた住民がいれば、市災害対策本部に確認後、昇降口から体育館へ誘導する。また、避難してきた住民の協力を得て、備蓄倉庫から毛布や水、食料など必要なものを体育館へ運ぶ。
- ウ 学校災害対策本部：市の危機管理課や教育委員会から防災無線等で連絡があれば、その内容をメモし、校長等が到着次第伝える。

Q：学校への参集は必ずしなければならないのか？

A：震度5強以上の地震が発生した場合、教職員は自発的に学校へ参集することとされている。ただし、次の場合は直ちに参集せず、その対応や安全確認を優先する。

- ア 動けないような大きな怪我を負った場合
- イ 家族に応急措置が必要な負傷者がいる場合
- ウ 自分の住居が火災になっている場合や、ガス漏れや近隣の火災等、二次災害が予想される場合
- エ 外出中で交通手段が遮断され、徒歩での参集も不可能な場合
- オ 学校までの経路に甚大な被害(火災、建物倒壊、土砂崩れ、堤防決壊など)があり、徒歩での参集も不可能な場合
- カ 命に危険が生じる場合
- キ 育児休業中、病気休暇中の場合

Q：参集する際の服装や持ち物はどうすれば良いか？

A：作業が多くなることから、服装は活動しやすいものとする。冬場であれば防寒にも配慮すること。また、最低1日分程度の食料、飲料水と数日分の常備薬を持参するよう努める。ほかに懐中電灯があれば持参すること。

## 第5章 その他

**Q：児童生徒の安否確認はどのような方法で行うのか？**

A：方法は次のとおりとする。

ア 学校から一斉メールを配信し、状況報告をしてもらう。また、メールが届かなかつた場合を考え、震度5弱以上の地震発生時は自発的に安否確認行動を開始する旨を日頃から保護者に周知しておく。

【配信文例】

タイトル「児童生徒及びご家族の安否確認と所在の確認について」

学校では、児童とそのご家族の安否及び所在の確認を行っています。本メールを受けた方は、学校へメールで下記の内容をお送りください。災害時の安否確認を行います。学校へ状況を報告してください。

①ご家族の安否

②現在いる場所(自宅・避難先(例：○○県○○市の親類宅))

イ 確認が取れない家庭には学校から電話をする。電話がつながらない場合は直接職員が自宅を訪ねる。

**Q：登下校中に発生した場合の児童生徒・職員の対応は？**

A：下記のとおり。

**【児童生徒】**揺れと同時にその場にしゃがみ、バッグなどで頭を保護し、身を守る。揺れが収まったら学校に近い場合は学校へ引き返す。自宅が近い場合は自宅へ向かう。ただし、児童については、自宅に保護者がいない場合は学校へ戻る。

**【職員】**複数で各通学コースに分かれ、学校に戻る児童生徒を一定人数にまとめて学校まで引率・誘導をする。他の職員は更に先へ行き、同様にして引率・誘導をする。横道や路地に児童生徒がいる場合があるので、大きな声で呼び掛けながら行くこと。最終的に一人はコースの最後まで行き、漏れがないようにする。

**【保護者】**児童生徒を迎える。

**Q：校外学習時の事前調査における留意点は？**

A：次の内容で、見学地、宿泊地、宿泊施設の安全確認を行うこと。

- 現地の避難場所
- 現地の医療機関
- 宿泊施設における非常口、避難経路、津波発生時の避難場所
- 宿泊施設側との打ち合わせ
- 旅行会社のサポート体制の確認

**Q：災害発生時の通信手段は？**

A：情報が欲しいときには、NTT 公式ホームページを利用する。その際、公衆電話は災害時には優先的につながるので利用すると良い。また、災害時には被災地の公衆電話は無料で使用できるので利用すると良い。使い方は、「緊急ボタン」を押すか、10 円玉を1個入れれば通話が可能となる。10 円玉は通話終了後戻る。公衆電話が「ISDN」の場合は、受話器を取るだけで通話できるようになる。

**Q：学校と連絡が取れない場合の対応は？**

A：まずは、児童生徒及び職員の安全を確保することが最優先となる。児童生徒及び職員の安否確認を確実に行うこと。次に、二次避難場所(避難所)に児童生徒を引率、誘導すること。二次避難場所(避難所)がわからないときは、地元の人に聞くこと。引率、誘導する際は、指示や行動はあわてず、冷静に行うこと。その間、学校との連絡を取り続けるよう努め、災害用伝言ダイヤル「171」を活用することも視野に入れる。(P.5 参照)

### 【心のケア】

**Q：災害発生時の子供のストレス症状の特徴は？**

A：恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけではなく、身体的な症状が現れやすいことが特徴である。症状としては、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、頭痛や腹痛、食欲不振など発達段階によって異なる症状がある。

**Q：PTSD(Post Traumatic Stress Disorder)とは？**

A：災害や事件、事故後に「再体験症状(フラッシュバック・悪夢)」「回避症状」「覚醒亢進症状」などの強いストレス症状が現れ、それが4週間以上持続した場合に「心的外傷後ストレス障害(PTSD)」と呼ぶ。PTSDは災害直後だけでなく、時間が経ってから現れる場合がある。

**Q：心のケアの留意点は？**

A：心身の健康状態の把握に努め、子供が示すサインを見逃さないことが重要。学級担任だけに任せらず、学校全体で相談体制を整えること。関係機関や医療機関との連携を図ることも大切である。

☆ここに記載している内容は基本的なQ&Aである。各学校においては、児童生徒及び校内の状況等も異なることから、配置されているスクールカウンセラーの意見も踏まえて、適宜補足すること。

## 2 職員の非常災時における関係法令

### ○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第66号)

(義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 (略)

2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務。

### ○職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年千葉県条例第1号)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 (略)

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 及び4 (略)

### ○学校職員の勤務時間等に関する規則(平成7年千葉県教育委員会規則第2号)

(学校職員の勤務時間等)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 学校職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、日曜日及び土曜日とする。ただし、校長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を指定することができる。

6 校長(共同調理場に勤務する学校職員にあっては、共同調理場の長。以下同じ。)は、学校職員の勤務時間について、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分となるように割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、一日につき三時間五十五分以上七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき三時間四十五分以上七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない

範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

7 及び 8 (略)

9 校長は、学校職員の勤務時間を割り振るに当たっては、その勤務の態様及び内容に応じて定めなければならない。

(週休日の振替等)

第3条 校長は、学校職員に前条第五項の規定により週休日とされた日において、学校運営上特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替(勤務日(同条第6項から第8項までの規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は四時間の勤務時間の割振り変更(四時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち勤務開始の時刻から連続し、又は勤務終了の時刻まで連続する四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行うことができる。

2~6 (略)

(学校職員の宿日直勤務)

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、学校職員に、宿日直勤務(学校職員の宿日直手当の支給に関する規則(昭和33年千葉県教育委員会規則第10号)第2条に規定する宿日直勤務をいう。以下同じ。)を命ずることができる。

(1) 非常変災の場合

(2) 及び(3) (略)

(学校職員の時間外勤務)

第6条 校長は、教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、時間外勤務(宿日直を除き、正規の勤務時間を超える勤務及び休日(次条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日、第8条第1項に規定する代休日並びに職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号)第17条に規定する人事委員会規則で定める日をいう。次条において同じ。)における正規の勤務時間中の勤務をいう。以下同じ。)は、命じないものとする。ただし、次の各号に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときは、校長は、教育職員に時間外任務を命ずることができる。

(1)~(3) (略)

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

2 校長は、事務職員等(学校職員であって、教職員以外のものをいう。以下同じ。)の時間外勤務については、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、これを命ずることができる。

## 第5章 その他

### ○職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号)

(特殊勤務手当)

- 第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、手当の額及びその支給方法に関し必要な事項は、別に条例で定める。

### ○職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年千葉県条例第7号)

(教育事務に従事する職員の特殊勤務手当)

第11条の2 (略)

- 2 教員特殊業務手当は、教育職員(給与条例第1条の2第4項に規定する職員をいう。以下同じ。)のうち、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年千葉県条例第66号)第3条第1項に規定する教職調整額の支給を受ける者が、次の各号に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの  
　イ 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務  
　ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務  
　ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2)～(4) (略)

3～8 (略)

### 3 参考資料

#### 応急教育マニュアル

(震度5強以上の地震発生)

(1) 発生初日

- ①児童生徒・教職員の安否確認
- ②震災時対応マニュアルに従い、児童生徒、教職員の安全確認を優先に「避難」「校舎等の安全確認」「通学路の安全確認」「保護者への引渡し」等を行う。

(通常教育が困難な状況)

(2) 二日目以降

- ①校舎等の被害状況調査及び応急処置
- ②ライフライン・トイレの確認
- ③児童生徒及び教職員の状況確認
- ④教科書等教材の確認
- ⑤児童生徒の健康相談、心のケアを行う。
- ⑥使用可能な教室の確認
- ⑦応急教育の準備

(教育再開の目途が立った状況)

(3) 三日目以降

- ①教育委員会と連携をしながら、教職員の確保や教科書等学用品の準備をし、応急教育の計画を立てる。
- ②教育委員会と連携し、教育の再開に向け準備を進める。
- ③再開計画を避難者へ周知する。(避難所での貼紙等)
- ④再開計画を保護者に周知する。(メール、電話、ホームページ等)

(教育の再開)

- ①短縮授業、合同授業、分散授業等状況に合わせて授業を実施する。
- ②登校できない児童生徒への配慮

## 4 避難所開設から開設後の業務について

### (1) 避難所の概要

#### ① 避難所の概要

避難所は、市があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時などにおいて開設し、被災者に安全と安心の場として提供するものである。

#### ② 避難所運営の基本

避難所の運営は、原則として、行政・施設管理者・避難者(住民)の三者が協力して開設運営するもので、「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」「共助」により、お互いに助けあって集団生活を送ることが基本で、平常時から十分な話し合いを行うことで、避難所開設当初から円滑な運営を行う事が可能となる。大規模な災害に際しては、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力するものである。

#### ③ 避難所の目的

避難所は、被災者の住宅に対する危険が想定される場合や住宅の損壊により生活の場が失われたときに、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設である。船橋市では宿泊可能避難所と称し、大規模災害時に家屋が全壊、全焼するなど自宅での生活が困難となった市民の皆さんを一時的に収容、保護する場所として、学校や公民館などを指定している。

#### 【警戒レベルと避難】

- 警戒レベル1 「早期注意情報（気象庁）」
- 警戒レベル2 「大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）」
- 警戒レベル3 「高齢者等避難」…高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する。高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する。
- 警戒レベル4 「避難指示」…危険な場所から全員避難する。  
~~~~~  
★警戒レベル4までに必ず避難する★  
~~~~~
- 警戒レベル5 「緊急安全確保」

## (2) 避難所の開設準備

### ① 避難所の開設準備

避難施設の立入りは、危険状況を点検し安全性が確認されてからである。

### ② 施設利用スペースの確保

安全点検を行った後に、避難者の利用スペースを決める。

○屋内で、広いスペースを確保できる場所から利用スペースを決める。

○居住スペースは、身体障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦などの災害時要援護者を優先に決定していく。

### ③ 避難所の管理や運営に必要な場所

○避難所及び学校の管理・運営に必要な場所は、避難者を受け入れるスペースには使用しない。

○全体管理に使用する場所も、避難者を受け入れるスペースにはしない。

校長室、職員室、事務室、会議室、保健室、給食室、調理室、配膳室、放送室、視聴覚室、理科室、技術家庭室など薬品や機械等がある場所及び保管場所など。

### ④ 避難所として利用する場所は、誰でも分かるように利用目的やその範囲などを貼り紙テープなどで、表示・区分けをする。

## (3) 避難所の開設

原則として、市災害対策本部(市長)が避難所開設の要否を判断する。

① 避難所内で、電気・ガス・水道・放送設備・電話・インターネット・下水道(トイレ)などの使用が可能か否かを確認する。

② 避難所を開設後、市災害対策本部に避難所状況報告をする。

③ 避難所が開設されたことを、地域住民に周知・広報を行う。

## (4) 避難所の誘導・受入れ

### ① 避難所開設の準備

○避難所の開設が決定し、開設準備の間は施設の外で待機してもらう。

○荒天時には、改めて場所割りをすることを前提に施設内に誘導する。

○避難者に対して、当面の避難所運営の協力を呼び掛ける。

### ② 避難所までの避難方法

○避難所までは、原則として徒步で避難してもらう。

○避難者の移動経路(敷地入口から施設入口までの間)と物資輸送の車両の進入経路については、原則駐車禁止とする。

○避難者に対しては、自動車・オートバイ・自転車による避難を禁止する。

## 第5章 その他

### ③ 避難者の受入れ

- 避難所の安全点検が終わり、受入体制が整い次第、避難者の受入れを行う。
- 利用者の入所に備え、施設内の破損物や備品を片付けるとともに、最低限の清掃を行う。
- 避難者の人数・構成等により、部屋割り・スペース割りを指定し、貼り紙・ロープ・テープ等で表示する。
- 立入禁止のスペースについては、貼り紙・ロープ・テープ等で表示を行い、避難者に周知徹底する。
- 施設の入口、玄関に避難所の表示を行う。

※体育館では、最初に通路となるスペースを確保する。備蓄品の養生テープなどを用いて通路部分のラインを引く。最低限の通路は、外周部分及び中央縦横となる(漢字の「田」や「目」の字のイメージ)。

### ④ 受付の開始

- 受付場所を指定する。
- 備品等(机、椅子、筆記用具、受付の貼り紙)の準備をする。
- 受付付近の見やすい場所に、施設の概略、利用範囲、利用するためのルールを表示する。
- 災害時要援護者や負傷者を早期に把握し、和室又は多目的室等に一時収容し、必要に応じて医療機関等への搬送等、適切に対処する。必要に応じて、災害対策本部に報告し指示を受ける。

※**○階防災倉庫にストレージボックスが配備**されていてその中に、災害時着用ベスト(市職員用)、避難所運営用ビブス(運営班用)、避難所運営マニュアル(本編)、避難所運営マニュアル(避難所運営委員会及び各運営班の業務)、避難所運営マニュアル(様式集)、防災資機材の組み立て説明書、避難者受付票、避難者カード、要配慮者カード、避難者名簿、居住組別避難者名簿、個別支援調査票、多言語表示シート(外国人用)、災害時職員行動マニュアル、備蓄品目一覧、避難所施設状況チェックシート、避難所開設準備チェックシート、電池式懐中電灯、手回し充電式非常用多機能ラジオなどが保管されている。

### ⑤ 避難者カードの作成

避難者カードは、避難所の受付で配付し、避難者に記入してもらう。また、避難者カードをもとに避難所名簿・居住組別避難者名簿を作成する。

- 家族構成、年齢
- 家屋の被害状況
- 親族などの連絡先
- 家族の安否情報
- 特別な配慮や個別支援が必要か
- その他必要事項(体調、アレルギー、ペットなど)

⑥ 緊急を要する要望も同時に調査

病院・社会福祉施設などの受入希望などの緊急を要する要望について、避難者カードに記入してもらう。

⑦ 避難者カードの回収

○食料・飲料水・生活物資などの必要数を避難者カードに記載されている人数から把握し、災害対策本部に要請を行うので、記入漏れや回収漏れのないようにする。

○回収した避難者カードは、紛失しないよう厳重に管理する。

○避難者カードの内容に変更等がある場合は、速やかに名簿班に申し出てもらい修正する。

○避難者が公開を希望した場合は、住所・氏名を避難所の伝言板に掲出する。

○退所者の避難者カードも保存する。

(5) 設備・物資・食料の確認等

① 避難所運営に必要な設備

○放送室、放送設備の点検(メガホン、拡声器など)

○通信機器、事務機器の利用の可否

② 備蓄品の確認(物資・食料など)

配付に備え、必要数は避難者名簿等により確認する。

③ 設備や備品等が足りない場合

緊急に必要な物及び数量を把握し、災害対策本部に要請する。

④ 物資・食料の配付

○できる限り速やかに公平に行う。

○避難行動要支援者等必要度の高い人に配慮する。

## 第5章 その他

### (6) 備蓄品目一覧

避難所(学校)(令和2年1月末日現在)

※船橋市地域防災計画から抜粋

No.	項目	品目	数量	備考
1	保存食	クラッカー	630 食	1 箱 70 食
2		アルファ米(五目) ※避難所によってはアレルギー対応の場合あり	150 食	1 箱 50 食
3		アルファ米(アレルギー対応)	100 食	1 箱 50 食
4	飲料水	飲料水 2L(ペットボトル)	126 本	1 箱 6 本
5		飲料水 500ml(ペットボトル)	192 本	1 箱 24 本
6	乳幼児用品	粉ミルク(スティック)(0歳児用)	100 本	1 箱 10 本
7		粉ミルク(スティック)(1~2歳児用)	200 本	1 箱 10 本
8		粉ミルク(アレルギー対応)	2 缶	1 缶 850 g
9		離乳食(和風)	40 食	1 箱 2 食
10		離乳食(おかゆ)(アレルギー対応)	20 食	
11		哺乳瓶	4 本	
12		哺乳瓶消毒用液	1 本	
13		紙おむつ(赤ちゃん用) ※1	210 枚	1 袋 42 枚
14		ポリタンク(20ℓ)	10 個	
15		ウォータータンク(10ℓ)(折りたたみ式)	60 個	
16		ゴミ袋(45ℓ)	400 枚	1 箱 400 枚
17		防水シート	100 枚	
18	生活用品	ワンタッチパーテーション	3 組	
19		簡易トイレ	6 基	
20		トイレ消臭剤	12 本	
21		毛布	360 枚	1 箱 10 枚
22		固形燃料	108 個	
23		紙コップ	250 個	1 袋 50 個
24		紙おむつ(大人用) ※2	56 枚	1 袋 14 枚
25		生理用品 ※3	272 枚	1 袋 34 枚
26		口腔ケア用歯ブラシセット	500 本	1 箱 500 本
27		サージカルマスク	1,200 枚	1 箱 60 枚
28		手指消毒液	20 本	1 箱 10 本
29		アルミマット ※4	50 枚	1 箱 50 枚
30		携帯用トイレ	1,000 枚	1 パック 5 枚
31	情報収集・照明用品	手回し充電式非常用多機能ラジオ	1 台	
32		電池式懐中電灯	1 台	
33		カセットガスボンベ式発電機	2 基	
34		カセットガスボンベ(別途保管)	48 本	1 箱 24 本
35		バルーン型LED照明機	2 基	
36		コードリール	2 台	
37		キャンドルランタン	20 本	
38		災害用公衆電話	2 台	
39	搬送用品	避難用背負いひも	1 本	
40		コンビネーションストレッチャー	1 台	
41		車いす	1 台	
42		折りたたみ式リヤカー	1 台	
43		けん引式車いす補助装置	1 組	
44	その他	避難所看板	1 枚	

- ※1 紙おむつ(赤ちゃん用) 若松中・海神中・葛飾中・行田中・八木が谷中・金杉台中・前原中・二宮中・芝山中・七林中・高根台中・坪井中・豊富中・高校は270枚 飯山満中・小室中は285枚
- ※2 紙おむつ(大人用) 船橋中・湊中・宮本中・法田中・旭中・御滝中・高根中・飯山満中・三田中・三山中・習志野台・古和釜中・大穴中・小室中は70枚 若松中・海神中・葛飾中・行田中・八木が谷中・金杉台中・前原中・二宮中・芝山中・七林中・高根台中・坪井中・豊富中は100枚
- ※3 生理用品 船橋中・湊中・宮本中・葛飾中・法田中・旭中・御滝中・高根中・前原中・二宮中・三田中・三山中・高根台中・習志野台中・古和釜中・大穴中は256枚 若松中・海神中・行田中・八木が谷中・金杉台中・飯山満中・芝山中・七林中・坪井中・豊富中・小室中は320枚
- ※4 アルミマット 小・中学校のみ配備
- ※ マンホールトイレ 船橋小、南本町小、海神小、西海神小、小栗原小、金杉小、塚田南小 前原小、七林小、大穴小、旭中、高根中、八木が谷中、前原中、
- ※拠点校(葛飾小・法典小・二宮小・薬円台小・八木が谷小・古和釜小・行田東小・小室小・湊町小・八栄小・宮本小・海神小・高根小・高根台第三小)には、更に鍋60個・やかん70個・トラロープ3束・麻ロープ2束・鉄ハンマー4本・ツルハシ12本・ナタ15本・ノコギリ14本・シャベル18本を備蓄。

## 第5章 その他

### (7) その他書式

**職員参集時間等の一覧表**

教職員名	参集可否	参集手段	要する時間

※学校の実情に応じて行を増やすなどしてください。

## 児童生徒安否確認表

記載日： 年 月 日

第 学年 組 番

氏名：

負傷の程度	
-------	--

※死亡の場合は、下記以降、記載は不要。

家屋の被害 状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 全壊 ( <input type="checkbox"/> 居住することができる <input type="checkbox"/> 居住することができない)
所在 地	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 近隣の住宅 <input type="checkbox"/> 親戚の住宅 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 不明
	住 所 :
	連絡先 :

家 族 構 成	名前	続柄	怪我の状況

所 見	
-----	--

**チェック項目**

**子供に現れやすいストレス状態の健康観察のポイント**

**【体の健康】**

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 食欲の異常(拒食・過食)はないか。                    | <input type="checkbox"/> 睡眠は取れているか。        |
| <input type="checkbox"/> 吐き気・嘔吐 <small>おうと</small> が続いているないか。 | <input type="checkbox"/> 下痢・便秘が続いているないか。   |
| <input type="checkbox"/> 頭痛が持続しているないか。                        | <input type="checkbox"/> 尿の回数が異常に増えているないか。 |
| <input type="checkbox"/> 体がだるくないか。                            |  |

**【心の健康状態】**

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 心理的退行現象(幼児返り)が現れているないか。 |
| <input type="checkbox"/> 落ち着きのなさ(多弁・多動)はないか。     |
| <input type="checkbox"/> イライラ、ビクビクしていないか。        |
| <input type="checkbox"/> 攻撃的、乱暴になっていないか。         |
| <input type="checkbox"/> 孤立や閉じこもりがないか。           |
| <input type="checkbox"/> 無表情になっていないか。            |

学校によって児童生徒の状況  
が異なるため、スクールカウンセラーとの協議が必要となる。

自然災害などによる PTSD の症状は、最初は症状が目立たないケースや直後の症状が一度軽減した後の 2~3 か月後に発症するケースがあります。このため、被災後の健康観察はなるべく長期に渡って実施することが必要である。

**急性ストレス障害(ASD)と外傷後ストレス障害(PTSD)の健康観察のポイント**

**【持続的な再体験症状】**

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる。(フラッシュバック等)

**【体験を連想させるものからの回避症状】**

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。
- ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される。(ボーッとするなど)

**【感情や緊張が高まる覚醒亢進症状 (亢進=たかがる)】**

- ・人や物事への関心が揺らぎ、周囲と疎遠になる 等
- ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

## 児童生徒被災状況確認一覧表

第 学年 組

No	児童生徒 氏名	情報取得区分				児童生徒に係わる情報			
		いつ	誰が	どの よ う な方 法で	誰に	負傷の 程度	家屋の 被害状況	現在の 所在地	連絡先
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									